

日本古代の朝鮮觀と三韓征伐伝説 一朝貢・敵国・盟約一

渡邊 誠

はじめに

本稿は、日本古代国家の為政者層における朝鮮半島の国家と自国との政治的関係に対する認識を考察しようとするものであり、なかでもその主眼は、平安時代の对外意識に対する『日本書紀』三韓征伐伝説の影響を明らかにするところにある⁽¹⁾。そして、その前提として、奈良時代に遡って三韓征伐伝説と対朝鮮（新羅）觀との関係を見、両時代の比較に基づいて、その変遷を跡づけようとするものである。

現在までの平安時代の对外意識の理解に対して大きな影響を与えていたものに石母田正氏の見解がある⁽²⁾。石母田氏は、8世紀以前の日本古代国家を、大国意識に基づいて朝鮮半島各国（奈良期には新羅）を被朝貢国とみなしつつ渡来人から「文明」を攝取する「東夷の小帝国」と規定し、そのなかで特に奈良時代より前には偏狭な差別意識は欠如していたが、東夷の小帝国としての日本が消滅する10世紀になると、そうした政治意識は急速に衰えて閉鎖的精神が支配的になるとともに、支配国家意識のみが差別意識として残存・固定化されていくと指摘した。

このような平安時代以降の差別意識・排外意識については、佐伯有清氏が、830年代から新羅海商と日本の民間人との交易が盛んに行われ、それを体制下に置くことが不可能であったために、新羅人に対する敵視が強く表れるようになったと論じた⁽³⁾。さらに石上英一氏は、排外的姿勢への転換の画期を840年代まで引き下げ、新羅清海鎮大使張宝高（張保臯）の滅亡や貞觀11（869）年の新羅海賊事件によって生じた反新羅意識・警戒心から、国際的動乱に巻き込まれないよう「積極的孤立政策」がとられて、それまで育まれていた新羅人との友好的態度・観念に基づく国際関係の新たな可能性が失われたと論じている⁽⁴⁾。また、王土王民思想を検討した村井章介氏は、日本の国家領域を超えて新羅を含み込む〈小中華〉的広がりを持っていた8世紀の「王土」意識が、9世紀には広がりを持たない閉じた空間としての「国土」を意味するものへと変化することを指摘し、その原因を新羅勢力と内応する国内の不穏な情勢や貞觀の新羅海賊事件などを通じて境外の穢れた空間への恐怖・蔑視という強烈な排外意識が生まれたことに求めた。そして、ここにおいては、神明の加護による日本の不可侵性への確信と神功皇后の三韓征伐伝説の想起など、中世以降の支配者層の神國思想に基づく朝鮮觀の要素が明瞭に表れてくると指摘して、中世的な朝鮮觀の成立を9世紀に措定している⁽⁵⁾。

これらの研究では、朝鮮に対する意識と中国に対する意識とを一括して扱う傾向が強い。例えば村井氏は、「中央貴族の意識のなかで、境外の夷人が德化の対象から恐怖の発源へと変貌をとげたのだ。以上のような对外意識の転回は、当然ながら唐に対する姿勢にもおよぶ」と述べている⁽⁶⁾。しかし、張宝高の滅亡や新羅海賊事件などを契機として新羅海商が交易の場から排除されながらも、一方で在唐新羅人も含めた唐海商の受け入れは続き⁽⁷⁾、彼らは矮小化していく对外関係のなかで帰化に準じた扱いを受けて「朝貢分子」として位置づけられていくとされており⁽⁸⁾、同列には扱えない。中国（そして朝鮮）との国家間の外交関係の縮小は排外意識とは別の観点から理解されるべきである。

新蔵正道氏は、石母田氏の視点を受け継ぎながら、藤原仲麻呂の新羅征討計画の消滅を境に実

質的に新羅に朝貢を強く要求する姿勢を失っていくことを指摘するとともに、村井氏の論じる閉じた王土觀の成立をその結果として位置づけた⁽⁹⁾。日本と渤海との軍事同盟に基づく新羅征討計画を中止したのは、安史の乱による唐の弱体化に起因する東アジアの緊張関係の急速な緩和によるものであり、以後、新羅や渤海は軍事関係を背景とした日本との政治外交を積極的に行う必要性を低下させる⁽¹⁰⁾。日本の外交方針の転換も、渤海と新羅の間の緊張緩和とそれに基づく渤海との軍事同盟の解消による新羅朝貢の実現性の喪失、および唐の国際的影響力の低下によるところが大きい。外交関係の縮小がこうした国際情勢の変化に起因するものであるとすれば、政治外交方針と海商などの活動に対する友好または畏怖の意識とは、一応別個のものとして理解していく必要がある。そのうえで、それらが相互にどのような関係性をもって展開していくのかを問題としなければならない。

そこで、この問題を考える手がかりとして取り上げようとするのが、従来、新羅との対外問題の場面で「排外意識」と関連して表出する神明擁護の観念（神國思想）の一類型として注目されてきた三韓征伐伝説の想起である⁽¹¹⁾。ただし、対外問題において三韓征伐伝説が顧みられることは、決して9世紀以降の独自の特徴ではない。それは、日本を「神國」とする初例が『日本書紀』神功摂政前紀の三韓征伐記事に他ならず、日本の神國思想はその始源において対外意識を媒介として形成されると指摘されることからも明らかである⁽¹²⁾。奈良時代においても新羅との緊張関係のなかで神功皇后の三韓征伐は想起され、関連諸社に「新羅无礼之状」や「応・伐・新羅・之状」などを告げる奉幣がなされており⁽¹³⁾、当該期の官人貴族にとって日羅関係のあるべき形を新羅の貢調服属として規制する政治説話として現実的意味をもったと指摘されている⁽¹⁴⁾。このように、神功皇后の三韓征伐伝説は奈良・平安時代を通して一貫して日本支配者層の新羅觀に伏在する観念であり、この伝説の受け止められ方の変化・バリエーションを通して、当該期の朝鮮半島の国家に対する意識の様相を明らかにすることが可能であると考える。

神野志隆光氏は、『古事記』『日本書紀』がそれぞれの歴史段階で「天皇神話」として生き続けるなかで、時代とともに新たな解釈を加え意味を更新しながら受容されていることを指摘した⁽¹⁵⁾。本稿ではこの視点に学び、三韓征伐伝説を一律に「差別意識」などととらえるのではなく、その時々の伝説の扱われ方、受容のあり方に即して考察を進めたい。

I 奈良時代の新羅朝貢国觀と三韓征伐伝説

まず最初に、奈良時代における新羅觀と三韓征伐伝説との関係を、先学の研究に導かれながら概観しておきたい。この問題については鈴木靖民氏が詳細な検討を行っており、特に異論を差し挟む必要性を感じないため、基本的にこれに依拠して議論を進める⁽¹⁶⁾。

鈴木氏は、①奈良時代において新羅は日本の朝貢国とみなされてその起源が神功皇后の三韓征伐伝説に求められた、②そうした新羅觀は持統朝初期まで遡って存在が確認される、③『日本書紀』三韓征伐伝説は奈良初期の対新羅觀の思想的反映である、と指摘している。

日本が新羅を朝貢国とみなし、外交の場面でしばしば「新羅國使自・古入・朝」「新羅元來稱・臣貢・調」「(新羅)王自・遠祖・恒守・海服・上・表貢・調、其來尚矣」⁽¹⁷⁾などと主張したことはよく知られ、それは外交儀礼の場で新羅使に「新羅國者、始・自・遠朝、世々不・絕、舟楫並連、來奉・國家、今欲・國王親來・朝貢・進御調」「新羅者開國以降仰・頼聖朝世々天皇恩化、不・乾・舟楫・貢・奉御調、年紀久矣」⁽¹⁸⁾などと奏言させ、確認することを強要するものでもあった。また、753年には唐朝の朝賀の席上で遣唐副使大伴古麻呂によって「自・古至・今、新羅之朝・貢大日本國・久矣」と

主張されてさえいる⁽¹⁹⁾。この新羅朝貢国觀は天平勝宝4(752)年の賓禮で詔して「新羅國來・奉朝廷者、始・自・氣長足媛皇太后平・定彼國、以至・于今、為・我蕃屏」と述べられていることから、『日本書紀』にみえる気長足姫すなわち神功皇后の三韓征伐に基づくものと觀念されていたことが分かる⁽²⁰⁾。こうした記述の早い事例である『日本書紀』持統3(689)年5月甲戌(22日)条に「新羅元來奏云、我国自・日本遠皇祖代・並・舳不・干・櫓奉仕之國、而今・一艘、亦乖・故典・也」とあるのも、すでに鈴木氏の指摘にあるように、神功皇后への帰服を機縁に「新羅王常以・八十船之調、貢・于日本國・」したという『日本書紀』神功摂政前紀の「故典」に新羅使の容儀が合わないことを問責したものと考えられ、三韓征伐を念頭に置くものである。『日本書紀』持統2年2月辛卯(2日)条に大宰府が新羅調賦「并八十余物」を献じたとする記事は、「八十」という数字は文飾であろうが、当時の日本が新羅に三韓征伐に基づく伝説的関係の実現を求めていたことを象徴的に表している。

『日本書紀』の神功皇后説話の成立過程については、息長氏の保持する出征譚を含まない旧辞の内容の伝承が7世紀の舒明・皇極朝の時期に宮廷伝承に組み込まれ、住吉神を奉斎する津守氏の伝承や香椎宮の縁起譚として伝わる新羅征討の物語を取り入れながら、神功皇后のモデルとして推古・齊明・持統(麿野皇女)の三女帝の史実を反映させて徐々に形成され、最終的に記紀編纂者の手でさらに潤色・造作が加えられて完成したとされている⁽²¹⁾。その骨格が固まってくる天武・持統朝前後の時期の対新羅関係は次のようなものだった⁽²²⁾。

倭政権は、5世紀末から6世紀初頭頃に伽耶諸国の連合体が高句麗の南下に対抗する目的で倭政権と結びつくために鉄資源などを有利な条件で提供したという過去の事実をもとに、532年に新羅に併合された南加羅(金官国)の貢納物を「任那調」として倭政権に振り向けるよう新羅に要求し、百濟と結んで朝鮮の対立関係に介入する口実に利用した。しかし、642年の百済による旧伽耶地方占領に始まる唐も加えた朝鮮半島の対立・抗争が激化するなか、乙巳の変で中大兄を中心とする新政権を樹立した倭はこれに介入するのを避けて「任那調」を廃止し、百済・新羅との等距離外交を選択した。655年に高句麗と百済が同時に新羅北部を攻撃すると、新羅を支援する唐が倭に援軍を要請したがこれに応えず、657年にその釈明の仲介を新羅に依頼している。しかし新羅はこれを拒否し、唐・新羅との関係は崩れていいく。等距離外交路線が破綻して選択肢が限られていくなか、660年に百済が唐・新羅連合軍に滅ぼされると、百済の遺将鬼室福信から百済復興のための救援と、質として来倭していた王子余豊璋の帰還要請がもたらされる。倭政権は百済・高句麗との軍事同盟に踏み切り、豊璋に織冠を授けて倭臣としたうえで百済王に冊立し、百済を属国として復興することで朝鮮半島への影響力を維持する方針に活路を見いだすが、663年の白村江の戦いで唐軍に壊滅的な敗北を喫する。朝鮮半島進出の望みは絶たれ、高句麗も滅亡するなか、唐の進攻に備えた国防臨戦態勢が敷かれる。しかしこの危機的状況は、新羅が半島統一を目指して670年から唐と交戦状態に入ったことで解消された。唐と新羅の戦争は676年に安東都護府を遼東に撤収するまで続く。この間、唐は倭国征討方針を転換して、671年には対新羅出兵を倭に要請する。新羅も高句麗滅亡に当たる668年から倭への遣使を再開し、8世紀初頭までほぼ毎年のように遣使を続けている。特に新羅は唐との戦争遂行のために倭に対して従属的な姿勢をとって「進調」し、半島統一の676年以後も4度の「請政」(国情報告)を行った⁽²³⁾。倭はもはやこの対立に軍事介入する道を取らなかったが、新羅の積極的な対日外交は白村江の敗戦という外交政策の致命的失敗をご破算にし、かえって新羅を「蕃国」として臣従・朝貢させる「大国」という意識を浮かび上がらせることになった。

このように新羅に対する優越意識が生まれてくるなかで、神功皇后が天神地祇の教導によって「財國」たる新羅を降服させ、新羅王は自ら「飼部」として「八十船之調」を日本に貢ぐことを約束し、高句麗・百濟も永く「西蕃」・「内官家」として朝貢を絶やさないと誓ったという神功紀の三韓征伐伝説が形成されていくのである。最終的に和銅5(712)年に『古事記』が、養老4(720)年に『日本書紀』が撰上されて完成をみる三韓征伐伝説は以後の朝廷内で広く受容され、『懷風藻序』(751年)に「神后征坎」、『經国集』巻20の天平宝字1(757)年の対策試の出題に「三韓朝宗為日久矣、占風輸貢、歲時靡絕」などとみえ、山上憶良が筑前守(神亀5[728]~天平3[731]年、『万葉集』巻5)のとき、怡土郡に伝わる新羅征討にまつわる息長足日女命の鎮懐石の伝承を古老から聞いてこれを和歌に詠んでいる⁽²⁴⁾。また百濟王氏一族は「近肖古王、遙慕聖化、始聘貴國、是則神功皇后摂政之年也」といって⁽²⁵⁾、『日本書紀』神功49年条にある百濟の朝貢盟約説話を受容している。

いよいよ淨御原令に基づく籍帳制と徵兵制の開始が目前に迫った持統3年5月、天武弔喪の新羅使の低位たることにかこつけて新羅を「自日本遠皇祖代並、舳不干檻奉仕之国」(上掲)とする歴史観とその継続の要求を新羅に通告したことに対して、新羅から持統9年には王子が来日し、また藤原宮の整備を待って、文武1(697)年には新羅使の朝賀参列が実現した。これは、新羅神文王に通告した宗主国日本と朝貢国新羅の新秩序が次の孝昭王によって受け入れられたことを意味し、以後この関係は基本的に聖徳王代に上宰として執政した金順貞の死去(725年)の頃まで維持される⁽²⁶⁾。

この日本と新羅との関係で重要なのは、単に古来からの朝貢という歴史観を強要したのみならず、上記のように「氣長足媛皇太后」の三韓征伐が《歴史的事実》として実際の外交の場面で主張され、決して日本国内の《伝説》に留められていないことである。そしてさらに、三韓征伐伝説に基づく朝貢国觀の実体化に向けては、武力発動も辞さないものであった。新羅は720年代初頭頃から対日政策を転換し始め、722年には王都慶州に向かう「日本賊路」を遮断するために毛伐城を築いて警戒するようになり、721年の遣使を最後に新羅使首席の一吉浪以上の派遣を止め沙浪以下に限定するなど(752年は例外)、その後の唐との関係の緊密化もあって、日本への従属外交の解消に向い始める⁽²⁷⁾。その過程で天平7年に新羅使は国号を「王城国」と改めたと通達し、翌8年の遣新羅使も新羅使に常礼をもって受け入れられない事態に至ると、日本の朝廷内では詰問の必要が提起され、あるいは発兵・征伐の強硬論も昂揚した⁽²⁸⁾。また、藤原仲麻呂の新羅征討計画はよく知られており、渤海との同盟関係のもと759年から戦争準備に入るが⁽²⁹⁾、764年の予定決行日に先立って、天平宝字4年には新羅に「以専對之人・忠信之礼・仍旧之調・明驗之言、四者備具、乃宜來朝」と通告し、同7年にもこれを確認して「自今以後、非王子者、令執政大夫入朝」と朝貢国としての体裁を備えた遣使を要求している⁽³⁰⁾。

村井章介氏が指摘した「普天之下無匪王土、率土之浜無匪王臣、泰廉幸逢聖世、來朝供奉、不勝歎慶」という天平勝宝4年の新羅使金泰廉の奏言にみえる新羅を包み込んだ王土王民思想も、以上のような、三韓征伐伝説をほぼ唯一の根拠とし、軍事力で担保された新羅朝貢国觀によって生み出されたものなのである。

II 「敵国」觀念と三韓征伐伝説

以下、三韓征伐伝説の平安期における展開をみていくが、本章では従来「排外意識」の表れとして注目される、新羅を「敵国」とみなす觀念について考察する。

貞觀11(869)年5月、新羅海賊船2艘が博多津で豊前國貢綿船を襲撃し、年貢綿を奪って逃走する事件が発生した⁽³¹⁾。この事件を受けて翌年2月に宗像大神に奉幣が行われた際の告文には次のようにある(……は省略、〈 〉は細字。傍点筆者。以下同じ)。

……彼新羅人〈波〉我日本朝〈止〉久〈岐〉世時〈与利〉相敵〈比〉來〈多利〉、而今入來境內〈天〉奪取調物〈利天〉、無懼沮之氣、量其意況〈尔〉、兵寇之萌自此而生〈加〉、我朝久无軍旅〈天〉專忘警備〈多利〉、兵乱之事尤可慎恐、然我日本朝〈波〉所謂神明之國〈那利〉、神明之助護〈利〉賜〈波〉、何〈乃〉兵寇〈加〉可近來〈岐〉、亦我皇太神〈波〉、掛毛畏〈岐〉大帶日姫〈乃〉、彼新羅人〈乎〉降伏賜時〈尔〉、相共加力〈倍〉賜〈天〉、我朝〈乎〉救賜〈比〉守賜〈奈利〉、而今如此〈尔〉狎侮氣色〈乎〉露出事〈乎波〉、最此皇太神〈乃〉聞驚〈岐〉怒恚〈利〉賜〈倍岐〉物〈奈利〉、……此狀〈乎〉平〈介久〉聞食〈天〉、仮令時世〈乃〉禍亂〈止之天〉上件寇賊之事在〈倍岐〉物〈奈利止毛〉、掛畏皇大神、國內〈乃〉諸神〈太知遠〉唱導〈岐〉賜〈比天〉、未發向之前〈尔〉沮拒排却賜〈倍〉、若賊謀已熟〈天〉兵船必來〈倍岐〉在〈波〉、境內〈尔〉入賜〈波須之天〉、逐還漂沒〈米〉賜〈比天〉、我朝〈乃〉神國〈止〉憚〈良礼〉來〈礼留〉故實〈乎〉澆〈多之〉失賜〈布奈〉、……

告文にみえる新羅人を降伏させた「大帶日姫」とは、オオタラシヒメ⁽³²⁾=神功皇后のことである。また「新羅人は我日本朝と久しき世時より相敵ひ來たり」とあるが、この新羅を「敵」とみなす觀念は、宮崎宮の現存最古の縁起である大江匡房の「宮崎宮記⁽³³⁾」(11世紀末)に「神功皇后、為討新羅、幸於此道、長降敵國、毎年進八十艘調庸舟、三韓入貢、百濟來朝」とあり、13世紀前半頃成立の『宮寺縁事抄』宮崎所収の延長1(923)年託宣にも「昔新羅惡賊起來事度々也、為降敵之、太多羅子女万里之高灑行給、于時石牀御裳腰指給云、此石有驗者、可崇神土發誓、而為降伏敵國事易也」とあるように(「石牀御裳腰指給」は神功皇后の鎮懐石の伝説を意味する。「太多羅子女」とは「オオタラシメ」か)、三韓征伐伝説から派生して、帰服以前の三韓を「敵」とするものである。

従来の研究では、これを白村江の敗戦以来の「敵国」の意に取るものがあるが⁽³⁴⁾、それは現在の歴史認識の投影にすぎず、根拠がない。前章でみた如く、白村江の敗戦は唐と新羅の戦争によって帳消しとなり、以後の日羅関係を規定する要素とはならなかった。後世に両国関係の起点、関係形成の重要事件として回顧されることはずないと言って良い。

鎌倉期の成立とされる『松浦廟宮先祖次第并本縁起⁽³⁵⁾』(以下、『松浦宮縁起』と略称)にも「敵國」觀念がみえる。この縁起には藤原廣繼が「為令防禦隣敵伺隙之危」に將軍を拜任したとされ、後文で「隣敵」を「新羅賊」とし、「蕞爾新羅虎狼、心含会稽之恥、蓄勾践之怨、祈待群望、構禍國家者、日亦久乎」と新羅に猜疑の目を向けている。ここで言う「会稽之恥」「勾践之怨」はこの史料では何を指すか明示されていない。それは、「敵國」觀念を共有する当時の人々にとっては自明のことだからだが、平安末期の『大槐秘抄』には「高麗は神功皇后のみづから行むかひて、うちとらせ給たるくにに候、千よ年にや成候ぬらむ、……高麗は、大国をうちとらせ給ひて候を、いかに会稽をきよめまほしく候らん、然れども、日本をば神國と申て、高麗のみにあらず、隣國のみなおぢて思ひよらず候也」とあって、神功皇后の三韓征伐に対する報復の念を意味していることが分かる。つまり「敵国」とは、三韓征伐の恥を雪ぐ機会を虎視眈々と狙っているという新羅(高麗)像であり、その恐怖感に対しては、上掲の貞觀12年の告文や『大槐秘抄』にみえるように、安全保障を神明の加護に期待して心の平静を保つのである。

こうした畏怖の觀念は、弱体化した日本という自己認識と表裏の関係をなしている。『松浦宮縁

起』には「頃者賢臣已没、良将多亡、百姓零落、里社為墟、四隣具聞、八表共識」という認識が語られ、貞觀 12 年告文にも「我朝久无軍旅、て専忘警備、たり」と国防上の不安が述べられている。『続日本後紀』承和 9(842) 年 8 月 15 条に載せる大宰大式藤原衛起請第一条の、新羅国人の入境一切禁断を求める姿勢には、「敵国」の語はみえないものの、新羅清海鎮大使張宝高滅亡後の新羅海商の活動を日本の内情を窺うものとして警戒する態度が示されており、それも「方今民窮食乏」という自国の現状認識に基づいて「若有不虞、何用防天」と国防に危惧を懐くところに発するものである⁽³⁶⁾。建保 7(1219) 年撰の『諸縁起』所収の延長 2(923) 年 2 月 25 日付け「菖崎宮縁起⁽³⁷⁾」では「抑末代〈仁〉人民力弱、公家勢衰之比、新羅國是古敵也、來寇可起〈志〉」とあり、「敵国」意識は末代觀と結びついて、日本の衰微が外寇を招くと認識されている。『大槐秘抄』の「異國の法は、政乱ぬる国をばうちとる事と存てさぶらふ」という文言や、遡って寛仁 3(1019) 年の刀伊の入寇後に被虜人を送還してきた高麗使鄭子良の取り扱いについて源俊賢が述べた「高麗使事其定如何、數多者着弱カ小島送旬月者、可量國強程カ揚、可知衣食乏程カ、以早返為先」「高麗使經歴二嶋參大宰府如何、……經兩嶋之程、計見衰弱由歟⁽³⁸⁾」という国情を知られることに対する過剰な危惧、あるいは天暦 11(957) 年に意見封事で菅原文時が、かつて渤海使迎接において詩文の才が競われた鴻臚館の荒廃を嘆いて主張した文筆の興隆による「敵国」不可侵の思想なども⁽³⁹⁾、同様な発想からでたものであろう。

世の衰えを意味する「澆季」「季世」という言葉は早く 9 世紀中頃にはみえており⁽⁴⁰⁾、平安中期以後の貴族の日記には政治の貧困を嘆く末法・末代の観念がしばしば見られる⁽⁴¹⁾。尾藤正英氏は、現実を末代と見ることの対照としてイメージされる理想社会が『日本書紀』の神代巻に求められたとし、そこに神国思想の成立を見た⁽⁴²⁾。末代觀と結びついていく「敵国」観念もこれとパラレルな関係にあり、国力衰微の現状認識を背景として三韓征伐を恨む「敵国」の侵攻を危惧するとともに、その不安を払拭するものとして、三韓の神功皇后への帰服を保障した天神地祇の靈威が称揚されるという構造をもっているのである⁽⁴³⁾。

以上のように、「敵国」観念は三韓征伐伝説から派生した新羅觀であるという点では奈良時代のそれと同様だが、同じ三韓征伐から出ながら、奈良時代にはそれが外征發動の根拠とされ、平安時代には外寇危機の淵源とみなされているように、意識の面で武力發動の主客が逆転しているところに平安期以降の新羅觀の特徴がある。

このような「敵国」観念はいつ頃、どのような事情で成立していくのだろうか。

『類聚三代格』卷 5・加減諸国官員并廢置事・貞觀 11 年 3 月 7 日太政官符所引貞觀 9 年 5 月 26 日太政官符には「新羅凶醜、不顧恩義、早懷毒心、常為呪詛」という新羅觀がみえる。これは、貞觀 8 年 7 月に肥前国有明海側の郡司・富豪層による新羅通謀の疑いが発覚したことを受け、翌 9 年になって伯耆・出雲・石見・隱岐・長門の各郡に最勝王經四天王護國品転読による新羅賊心調伏のための道場（四王寺）建立を命じるとともに出された辺要警備の命令にみられる文言だが⁽⁴⁴⁾、ここに登場する「恩義」も実は三韓征伐伝説から派生したもので、『日本書紀』欽明 23 年 6 月条の新羅による任那滅亡を受けて出された詔に「新羅西羌小醜、逆天無狀、違我恩義、破我官家、毒害我黎民、誅殘我郡縣、我氣長足姫尊靈聖聰明、周行天下、劬勞群庶、饗育萬民、哀新羅所窮見歸、全新羅王將戮之首、授新羅要害之地、崇新羅非次之榮、我氣長足姫尊於新羅、何薄、我百姓於新羅、何怨」とあるのを受けたものと思われる。神功皇后から「恩義」を蒙りながら、逆恨みして毒心を抱き、日本を呪詛している⁽⁴⁵⁾、というこの新羅觀は「敵国」観念と同根・同類といべきものである。そして、この新羅觀は宝亀 5(774) 年

まで遡って確認することができる。

『類聚三代格』卷 2・造仏々名事・宝亀 5 年 3 月 3 日太政官符には、先の貞觀 9 年官符と同文の新羅觀を示したうえで、大宰府の新羅國に相対する高顯の淨地に「四天王寺」（四王院、また大野山寺ともいう⁽⁴⁶⁾）を建立して仏像を安置し、最勝王經四天王護國品転読による災い攘却を命じている。貞觀 9 年の措置はこれを踏襲したものに他ならない。なお、この大宰府四王院は延暦 20(801) 年に一旦廃止されて四天王像も筑前國金光明寺に移されていたが、疫病の流行を理由に大同 2(807) 年末に大野城鼓峯に戻された⁽⁴⁷⁾。四天王像造立の理由から考えて、疫病流行の原因が新羅による呪詛にあると考えられたのであろう。

宝亀 5 年の大宰府四王院建立を命じる官符が出された翌日、新羅使が献上品たる「調」を上下関係を意味しない「国信」という名称に変え、朝貢を修好に改めたとして筑前から放還されている⁽⁴⁸⁾。先の新羅觀は、朝貢関係を否定する新羅の姿勢に対して沸き起こった不信感・猜疑心なのである。三韓征伐伝説に基づく朝貢を否定しようと図る新羅の姿勢が、日本の支配者層の目に神功皇后の「恩義」を蔑ろにする態度と映るのは自然であろう。しかし、新羅使が同様な態度を示したとき、以前は武力に訴えて新羅の無礼を正し、朝貢関係を再構築しようという強硬論が渦巻いたのに対して、この時にはそうしたものは見えずに、後の「敵国」観念に類似した外在的脅威への警戒の念のみが発露しているのは大きな相違と言わねばならない。

この後まもなく、新羅人漂流民に対しても新しい方針が打ち出されている。『類聚三代格』卷 18・夷俘并外蕃人事・宝亀 5 年 5 月 17 日太政官符の新羅人漂流民送還規定がそれである。それまで漂流民はほとんど本国に送還されることなく日本国内に強制的に付貢されていたものと思われ⁽⁴⁹⁾、『続日本紀』宝亀 5 年 5 月乙卯(17 日)条に「比年新羅蕃人頻有來、尋其緣由、多非投化、忽被風漂、無由引還、留為我民、謂本主何、自今以後、如此之色、宜皆放還以示弘恕」とあるように、放還の規定ができるまでは「無由引還、留為我民」とされたらしい。それをやめて「投化」（「帰化」）と「風漂」（「流來」）を明確に区別したのは、「本主」たる新羅国王への思慕を去りがたい新羅人を国内に留め置くことに危惧の念があつたためと考えられる⁽⁵⁰⁾。

この変化は、同時期における外交政策の転換に起因するものであろう。下向井龍彦氏は日本律令軍制を、新羅に朝貢関係を強制するための軍事力ととらえ、藤原仲麻呂の新羅征討計画の挫折以後は放置されて国司・軍毅の個人的用役に流用されていた軍団兵士の宝亀 11 年 3 月における大規模削減を、同年 2 月における対新羅朝貢要求外交の解消に基づく措置と論じている⁽⁵¹⁾。宝亀 11 年における新羅使への対応を朝貢関係の解消とみるのは河内春人氏の見解も共通し、『続日本紀』宝亀 11 年 2 月庚戌(15 日)条の「後使必須令齋表函、以禮進退、今勅筑紫府及對馬等戍、不將表使莫令入境」という姿勢を河内氏は、基準（表函の有無）に満たない新羅使の、中央への報告とその決定を待たない自動的排除の方針とみている⁽⁵²⁾。従うべきであろう。ただし、新蔵正道氏の指摘にもあったように、軍国体制を背景に朝貢関係の実現を目指す政策が実際にとられていたのは藤原仲麻呂政権までであり、その崩壊の後は、新羅に朝貢を強く要請する姿勢はなくなっていた。それが、対新羅問題において表出する意識の《外征の意志》から《外寇の恐怖》への転換として作用しているのである⁽⁵³⁾。

「敵国」観念とは、このような「帝国」的外交姿勢の消滅の結果として立ち現れてくるのであり、当時の人々が事実信じていた三韓征伐に基づく歴史認識から派生した对外觀が、对外姿勢の転換に合わせて変化したものなのである。そしてこの後、律令軍制の解体によって国防能力が低下するのと表裏の関係で、末代觀などともいまって、对外的不安感が高じる時々に、為政者の意

識の表面に浮かび上がることになるが、そこにあるのは危機に対する畏怖もしくはその危機を払拭する靈威をもつ神祇への帰依のみであって、かつて神功皇后がなしたという新羅との朝貢関係が、現実の世でも生きている（実現されねばならない）という支配国家意識は後景に退いている。

III 「盟約」観念と三韓征伐伝説

平安期以降には、「敵国」観念とは別に、日本と「盟約」を結んだ国家とする朝鮮觀が見出せる。承暦3（1079）年、高麗が国王の病氣治療のため大宰府に医師の派遣を要請するという事件があり⁽⁵⁴⁾、中央政府でその是非が審議された。その際、公卿議定の場で権中納言源經信は「抑高麗之於本朝也、歴代之間久結盟約、中古以來朝貢雖絶、猶無略心、是以若有可牒送者、彼朝申牒、本朝報示、今當斯時、為療病癒申、請医人之其由給、蓋被裁許乎」と、要請に応じて医師を派遣することを肯定する根拠として「高麗」の日本に対する「盟約」を指摘している⁽⁵⁵⁾。ここでは、朝貢は絶えていても高麗が日本に背く意志はなく、必要があれば相互に連絡しあう間柄であるとされており、三韓征伐に対する復讐心を疑う「敵国」観念とは正反対の認識となっている。

源經信は、父の源道方が長元2（1029）年から長元6年まで権帥の任にあり、自身もこの後、嘉保1（1094）年に権帥に任じられる人物であり、高麗医師派遣問題が審議された当時、手元には天慶年中（天慶3〔940〕年）の高麗牒状に関する記録や、寛仁3（1019）年の刀伊入寇時および永承6（1051）年に高麗に送られた返牒の案文を所持していた⁽⁵⁶⁾。このような家柄が高麗に対する好意的な認識を持ちえた一因とも考えられるが、この問題の審議過程では、権大納言藤原能長も「彼國為我朝所構殊以致忠節」と述べており⁽⁵⁷⁾、また『帥記』によれば、承暦4年閏8月14日の議定においては派遣反対4名に対して肯定は7名と多数意見であって、高麗に対して「敵国」観念とは異なる好意的な意識も、貴族層のなかに広く存在しているのである。

この「盟約」とは、具体的には何を意味しているだろうか。

時代は下るが、貞治6（1367）年に倭寇鎮圧を求める高麗国使がもたらした牒状への対応を朝廷で審議した際の勘文である前田家所蔵文書「異国牒状事⁽⁵⁸⁾」には次のようにある。

高麗國ハ神功皇后三韓を退治せられしより、なかへ我朝に帰して、西蕃となりて君臣の礼をいたし、朝貢を毎年舟八十艘をおくりし事、上古ハたえす、しかるに、中古以来、太元國ニしたかへられて、彼藩臣となる、しかりとも、いかてか旧盟をわすれん、仍代々高麗の礼は各別の事なり、無礼の事、ことに其沙汰あり、彼國よりは、皇帝天皇なとかけとも、本朝よりは、国王とも、渤海の王とも、ふるくはかきしなり

ここには高麗国との「旧盟」が述べられており、その起源が三韓征伐に置かれている。より詳しく言えば、三韓征伐による高句麗の「西蕃」化を指して「旧盟」と言い、高句麗—渤海—高麗という継承関係の認識から、それに基づく彼我の関係が高麗王朝まで続くものと理解されているのである⁽⁵⁹⁾。

渤海を高句麗の継承国とする意識は第1回渤海使以来の認識であり、渤海使の来航を日本側は「渤海郡者旧高麗國也、淡海朝廷七年冬十月、唐將李勣伐滅高麗、其後朝貢久絶矣、至是渤海郡王遣寧遠將軍高仁義等廿四人朝聘⁽⁶⁰⁾」とある如く高句麗滅亡によって途絶えていた朝貢の復活と位置づけていた。また、高句麗朝貢の起源も、『懷風藻』序に「至於神后征坎、品帝乘乾、百濟入朝、啓龍編於馬厩、高麗上表、圖鳥冊於鳥文」とあるように、すでに奈良時代から三

韓征伐に基づくと信じられていた。源經信の「盟約」觀には「中古以来朝貢雖絶」とある。「中古」以前に「朝貢」した「高麗」とは渤海に他ならないから、その関係の起源にはやはり三韓征伐による高句麗の「西蕃」化を想定して、その誓約を指して「盟約」と述べているとみるのが妥当である。「盟約」という言葉は『日本書紀』には見出せないが、神功49年条では百濟王の「千秋萬歳無絶無窮、常稱西蕃、春秋朝貢」するという誓いを「盟」としており、後世にはこれを典拠として、朝貢国たることの誓約を「盟」または「盟約」と表現していると考えられる。

以上のように、「盟約」觀念もまた三韓征伐伝説から派生した意識なのである。ここで重要なのは、高麗医師派遣問題での源經信の意見にみられるように、三韓征伐の故事が朝鮮半島の国家と日本との良好な関係を裏付ける根拠とされていることであり、さらには本来は朝貢関係を意味したはずの「盟」が、必ずしも朝貢を伴わなくとも、彼我の間柄を示す言葉として用いられていることである。この場合、三韓征伐伝説は日本への朝貢を要求するような上下関係の論理があまり意識されないところに特徴がある。

これらのことから、平安時代の貴族層のあいだでは、三韓征伐伝説は外寇危機の淵源とも、友好関係の起源とも認識されていたことがみえてくる。

ところで、平安期の日朝間の外交のなかで「盟約」という言葉が使用されている史料として他に、『本朝文粹』卷12・牒に載せる次のものがある（傍線・記号は筆者）。

大宰府答新羅返牒

却帰使人等事

（前次）伏思、當國之仰貴國也、_A礼敦父事、情比孩提、唯甘扶轂執鞭、豈憚航深棧、險而自_①質子逃遁、_②隣言矯誣、_③一千年之盟約斯渝、_④三百歲之生疎到此、春秋不云乎、親仁善隣、國之寶也、魯論語曰、不念旧惡、是宜恩深含垢、化致慕羨、今差_B專介、_C冀藏卑儀者、如牒、都統甄公、内撥國亂、外守主盟、聞彼勲賢、孰不欽賞、然任土之琛、藩王所貢、朝天之礼、陪臣何專、代大匠而採刀、慕庖人而越俎、雖誠切攀龍、猶嫌忘相鼠、縱宰府忍達金闕之前、而憲臺恐安玉條之下、仍表函方物等併從却廻、宜稽之典章、莫_D處疎隔、過而不改奈其余何、但輝岱等、遠疲花浪、漸移葭灰、量給官糧、聊資歸路、今以状牒、牒到准状、故牒、

延喜年月日

これは、延喜22（922）年に、後百済王を自称していた甄萱が隣交を求めてきたことに対する返牒であり⁽⁶¹⁾、「冀藏卑儀」までが甄萱が日本に送った表文の引用である。この史料に関しては最近、山崎雅穂・石井正敏両氏によって注目される解釈が示された⁽⁶²⁾。両氏は、関係が疎遠となった原因として甄萱が述べる傍線①から⑤について、傍線⑤の「三百歲之生疎」から7世紀のことを指すと理解したうえで、傍線①の「質子」を647年に新羅から來倭した金春秋とし、傍線②の「逃遁」を彼が翌648年に倭から帰国したこととみて、その後すぐに金春秋が唐に対して行った対百済戦争支援の要請を「隣言矯誣」（傍線③）と表現しているとした。その唐と新羅によって百済が滅びることで失われた関係を再び回復するために後百済王甄萱が遣使してきたとするのである。

しかし、この解釈は果たして妥当だろうか。この返牒は前次と思われるが、両国の過去の関係については、「伏して思ふに」という文言で筆が起こされているので、それ以前の欠失部分に具体的な記述はない可能性が高い（欠失部分は返牒の地の文の「内撥國亂」に対応する朝鮮半島での軍事的功績が述べられていたらどう）。しかし、甄萱が述べる両国関係についての回顧の表現は大変に簡略・婉曲であって、それでも指し示す内容が相手には理解できるという認識を書き手が

持っている事柄でなければならない。けれども金春秋の倭国入質については『三国史記』に記述がなく、卷41・金庚信伝上では高句麗奉使後すぐに唐に赴いたとされており、また『日本書紀』では大化3(647)年是年条に入質記事があるが、帰国の記載がない。彼我双方に記録が残っていない事柄なのであり、それについて「逃げ帰った」とする共通認識があったとは思われない。そもそも、『旧唐書』東夷伝・倭国条の「(貞觀)二十二(648)年又附_新羅_奉_表以通_起居」(括弧内筆者)という記事が、同年の金春秋の唐への奉使と対応するとされており⁽⁶³⁾、金春秋渡唐の翌年に当たる大化5年の5月には彼の替わりと思しき新羅からの質の派遣記事も『日本書紀』にあって、金春秋が逃げ帰ったというのは事実と異なる。さらには、「矯誣」とは「偽り欺く」の意だが、新羅と唐が結んで百済を討つことに対して「矯誣」という表現は似つかわしくない。加えて、「当国」と「貴国」二者間の歴史的関係を語る文章であるはずなのに、その文面に全く現れない第三者を友好関係の破壊者という重要な役回りで補完して解釈するのも穿ちすぎのように感じられてならない。何よりも、傍線④の「一千年之盟約」が不明瞭となってしまう。石井氏は延喜22年から逆算して「一千年」を新羅建国期に当たるとするものの、「盟約」の具体相は示していない。

上記の解釈の根本には、この遣使が、かつての百済と倭との国交を回復しようとする「後百済王」による遣使だという認識がある。しかし、この時に甄萱が「後百済王」を称したかどうか疑わしい。返牒では甄萱の肩書きは「都統」とされるのみで、僭称を糺すなどの「王」に触れた文言がない。また、『三国史記』卷50・甄萱伝によれば、甄萱は公然と王を称する以前には「新羅西面都統・指揮兵馬制置・持節・都督全武公等州軍事・行全州刺史兼御史中丞・上柱国・漢南郡開国公・食邑二千戸」と自署しており、後唐光化3年・新羅孝恭王4年(900年)に「後百済王」を自称するようになってから吳越に遣使した際には、錢鏐から「檢校太保」の称号を加えられた。「余如故」とあるから、この時に吳越から認められた官爵には「百済王」は含まれずなお自称に留まっており、中国王朝から「百済王」に冊封されるのは後唐に入貢した同光3(925)年のことである。「新羅西面都統」もその時に「海東西面都統」に替えられた。したがって、922年に日本に遣使してきた際にはなお、国際的な正式官爵としては「新羅西面都統」「漢南郡開国公」を称したと思われる⁽⁶⁴⁾。そうであれば、この遣使の主体はあくまで新羅の郡公であり、甄萱表文の「当国」とは新羅を指す可能性が高い。少なくとも日本側は甄萱を新羅の陪臣として受け止めている。

甄萱の言う「盟約」とは文脈上、父子関係に擬された両国の関係を指すから、やはり朝貢国たることの誓約を意味するだろう。その場合、「一千年」は延喜22年から遡って千年ではなく、『日本書紀』神功49年条の百済朝貢誓約記事にあった「千秋萬歳」と同じく、「盟約」を起点として「千年にも及ぶ永遠」の意とすべきであろう(山崎氏も「一千年之盟約」は同様な意で理解している)。また、日本からの「質」の逃亡という事件が歴史書に見出せるのは、神功皇后に帰服した新羅王が質として送った微叱己知波珍干岐(微叱許智伐旱)を帰国させるために新羅使が偽計を用いて逃がそうとしたという『日本書紀』神功5年3月条の記事である。この事例なら「隣言矯誣」という表現にも似つかわしい。まさに、新羅が「一千年」の永きに渡って日本の朝貢国となることを誓う「盟約」が結ばれたが、新羅が隣国日本を言葉巧みに欺くことで「盟約」履行の証明である「質子」の逃亡を招き、両者の関係にヒビが入った(『日本書紀』ではこの後、新羅の朝貢が不安定化している)のであり、甄萱の表文と神功紀の記述は適合性がかなり高い。百済との関係では、こうした適合例は彼我の記録に見出せない。なお、「三百歳之生疎」については、確かに概算で約300年前(259年前)の白村江の戦いを起点とする記述のようにもみえるが、そもそも白村江敗戦以後は百済は国自体が存在しないので、やはり300年にわたる疎遠な間柄という百済の存

在が前提となるような表現は微妙にニュアンスが合わない。国の消滅によって生じた疎隔なら論語にいう「旧惡」にも当たるまい。もちろん、新羅との関係でも「三百歳」は適合しないが、ここでは他の記述がいずれも対新羅関係でとらえた方が理解しやすいことを重視して、「一千年」と同様に長い時間を漠然と意味し、具体的な数字としての意味は持たないと解釈すべきように思う。

つまり、甄萱の表文は日本の支配者層に広く共有されている(と甄萱の側で考えられた)『日本書紀』三韓征伐伝説の歴史観に基づいて述作された可能性が高い。第I章で述べた通り、日本は新羅に対して『日本書紀』の歴史観をそのまま外交の場で新羅に突きつけ、それに沿った朝貢を要求していたのであり、そうした日本側の主張が朝鮮半島の側で何らかのかたちで記録に留められ、記憶されていただろうことは想像に難くない。

なお、同様の話として、新羅實聖王1年3月に倭の質となった奈勿王子未斯欣が、訥祇王2年秋に逃げ還ったという『三国史記』新羅本紀の記事の存在はよく知られ、神功皇后伝承に対応するともされる⁽⁶⁵⁾。『三国史記』卷45・朴堤上伝によれば、この時、未斯欣帰還のために派遣された朴堤上は策謀により未斯欣の逃亡を成功させるも、自身は島に流され処刑されたという。この話は『三国遺事』紀異卷1・奈勿王金堤上にもみえる。両書とも高麗朝期の編纂だが、そのもとになった歴史認識は遡って存在していただろう。甄萱の表文はこの朝鮮側の歴史観を念頭に置く可能性もありえそうだが、その場合、父子関係に擬された「盟約」が具体的に何の事実に基づいた表現か不明となるうえ、『日本書紀』を意識していないとすれば、朝鮮側の歴史観を日本が共有していると認識されたかどうかも問題となるから、やはり『日本書紀』の歴史観に基づくとみる方が蓋然性が高いだろう。

以上の解釈が正しいなら、甄萱の表文にみえる「旧惡」とは、朝貢国たる「盟約」を履行しようとしない新羅王朝の態度であり、甄萱はこれを正して日本に朝貢の礼をとり「盟約」を実現してみせる、新羅王朝に代わりうる存在ということになる。かつて、藤原仲麻呂政権下の日本は新羅に対して、(1) 専対之人、(2) 忠信之礼、(3) 仍舊之調、(4) 明驗之言の四項目を満たした朝貢を要求した。延喜22年の甄萱の遣使は、(1') 傍線Bにあるように専使が派遣されており、(2') 傍線Aにみえるように父子関係になぞらえられ、(3') 貢物が捧げられている。表文では謙遜して「卑儀」と言っているが、返牒の地の文には「調」にも通じる下位の國の献上物を意味した「方物」の語が用いられている⁽⁶⁶⁾。そして、(4') 傍線Dに「表函」とあるように甄萱の使者は上表文を携えていた。甄萱はかつて日本が新羅に要求した通りの体裁をとって遣使しているのである。甄萱は、このようにして日本の歓心を買うことで、新羅王朝に取って代わる政権として認知を受け、日本の後ろ盾を得ようとしたのである。

甄萱の遣使を受け、日本の眼前には、奈良時代に実現を目指した、朝鮮半島の国家を朝貢させるという国是を現実のものとする可能性が浮かび上がってきたと言えよう。あるいは、かつての百済救援戦争の如く、後百済を属国として位置づけて半島の戦争に介入する選択肢さえありえたかもしれない。しかし、奈良時代末期に「帝国」的外交政策を放棄し、國家の対外的常備軍たる軍団も解体していた日本にその道を選択する余地はなかったのであり、朝鮮半島の動乱に巻き込まれることを避け、甄萱の通交要求を新羅の陪臣に過ぎないとして拒絶して、自らその可能性を閉ざすのである⁽⁶⁷⁾。

「盟約」観念も三韓征伐伝説を下敷きにしている限り、朝鮮半島の国家を朝貢国視する姿勢から完全に自由になれるわけではない。しかし、時としてこの観念は朝貢関係を前提としない両者の互惠的な関係を説明する際の根拠ともされたし、あるいは朝鮮側から朝貢の礼をとて「盟約」

の更新が要求されても、伝説的世界の復活・実現として無条件にこれを受け入れるような性質のものではなかった。結局、そこには現にそれぞれの国が置かれている時々の立場が存在し、その環境のなかで政治的な判断を下して対応を決定しているとしか言えない。平安時代においては、まず朝貢国觀に基づく差別的意識があって、それに規定されて外交方針が決まるのではなく、時々の彼我の関係を説明づける論理として三韓征伐が柔軟に解釈され、その場その場の現実に対して当てはめられているのである。

おわりに

三韓征伐伝説に起源をもつ朝鮮觀は、奈良時代においては新羅に対する宗主權の根拠とされ、新羅がそれを受け入れない場合には武力発動も厭わない侵略的性格をもつものとして機能した。しかし、国際秩序の変動のなかでそうした対外方針が放棄され、対外的軍備が解体される奈良時代末期から平安時代に至ると、同じ三韓征伐伝説に根拠をもつ觀念でありながら、一方では主客が逆転して海外からの侵略に恐怖心を抱く「敵國」觀念として現れ、また一方では軍事的緊張を伴わない交渉の折りに彼我の関係を互恵的なものとみなす根拠として「盟約」觀念が主張されるという、多様な様相をみせている。

平安期の対外姿勢を単純に「排外的」「差別的」と一括りにするのではなく、こうした多様な意識のあり方を認識したうえで、為政者の時々の対外的な状況判断や姿勢が検討されなければならない。平安期以降の三韓征伐伝説の受容と密接な関係にある神國思想について黒田俊雄氏は、その論理が政治的に反対の結論となって現れるという現象から、「論者の政治的立場と時点との相違が、神國思想の政治的主張を規定している」と指摘した⁽⁶⁸⁾。同様に、対外事案の性質と、それに対する為政者の判断とが、三韓征伐伝説の解釈を規定しているのである。

確かに、排外的性格をもつ「敵國」觀念として現れる事例は多い。しかしそれは、国際的な関係性に対して能動的に働きかけることに国益を見出す姿勢と、それを実現する手段（軍備）を失っているという状況下で、新羅海賊事件や刀伊の入寇などといった軍事的対応を迫られる場面で表出するという一過性の現象か、もしくは神事興行を称揚するための契機として「敵國」侵略の危機が煽られるという政治性を強く孕んだものである。特に、朝鮮半島の国家を畜生視するような強烈な差別意識を伴う形で三韓征伐伝説が語られるようになるのは、蒙古襲来という未曾有の対外的危機を経験したことであり⁽⁶⁹⁾、同じ三韓征伐伝説に基づく朝鮮觀とはいえ、それ以前に遡及させて同一視することはできないだろう（「排外意識」「差別意識」「支配国家意識」はそれぞれ異なる性格のものである）。

蒙古襲来以後であっても、三韓征伐伝説や神功皇后の表出をもって直ちに「差別意識」や「支配国家意識」を読み取り、その意識に基づいた觀念的対応に終始していると即断することは必ずしも妥当ではない。そのことは、ずっと下って嘉吉3(1443)年の足利義教弔喪のために来日した朝鮮通信使に対する管領畠山持国と明法家清原業忠の談合のなかで示された意識によく表れている。

〔飯尾為種〕
肥前入道語云、近日高麗人可_レ來朝₋也、先々要脚被_レ懸₋仰諸大名₋、被_レ出之処、今時分諸大名国役出錢不_レ可_レ叶₋之間、高麗人不_レ可_レ被_レ入₋立京都₋、其間事、管領畠山被_レ存之間、諸大名一揆して可_レ被_レ返₋高麗人₋也、可_レ為₋如何様哉、意見密々談₋合清大外記₋之由語_レ之、唐船者、誠不_レ可_レ入₋日本₋之由、有₌先々御沙汰₋歟、於₌高麗人₋者、既神功皇后御退治以後來服之三韓之隨一也、高麗相通者、可_レ叶₋神慮₋也、只不_レ可_レ入之由今更被_レ仰者、可_レ為₋後年煩₋歎、如何して可_レ被_レ返₋之や、所詮上古往昔ハ來朝之貢賦也、近來者為₌商売₋所₌入來₋也、

然者牒狀之文章違₋上古₋歟、古今之牒狀取集見合₋天、就₋文章之咎₋可_レ被_レ返₋高麗人₋歟之由、外史意見歟、

（『康富記』嘉吉3年5月6日条）

高橋公明氏は「唐船者」以下を清原業忠の意見とみて（解釈の仕方によっては「所詮」よりも畠山持国が発議ともとれるが、今はそれを問わない）、そこに朝鮮半島の王朝に対して優位な立場をとる律令国家以来の伝統的外交観を見出し、その外交観に基づいて「文章之咎」によって追い返す方針が進言されたと解釈している⁽⁷⁰⁾。確かに、傍線③にみえるように、通信使の来日目的は朝貢でなく交易のためと認識され、牒状の文言が先例と相違することをもって拒否してはどうかという意見が提示されている。しかしそれは、傍線①にあるように、通信使の入京費用を諸大名に負担させることが困難だという事情から、できれば入京を拒否したいという方針がまず先にあって、そのための口実として示されているにすぎない。「～歟」という表現からみて清原業忠は牒状そのものを実見していない様子であり、通信使の体裁が受け入れがたいことを確認したうえで拒否すべきだと主張しているわけではない。近來の通信使が「貢賦」ではなく「商売」を目的とすると認識されながらも⁽⁷¹⁾、かえって傍線②では朝鮮との通交それ自体が（その目的や体裁の如何に関わらず）神功皇后の神慮に叶うものと理解されてさえいる。これは、高麗医師派遣問題にみられた「盟約」觀念にむしろよく似ているとみるべきだろう⁽⁷²⁾。

このように、平安期以降の三韓征伐伝説を、律令国家以来不变の支配国家意識の表現とみなし、それに基づいて政策が決定される固定的な政治意識だと考えることはできない。むしろ三韓征伐伝説は、当時の人々にとって、朝鮮半島と日本との政治的関係を把握するうえで常にその起点に位置づけられた歴史的「事実」であり、歴史認識として一貫して懐かれていたものである。それが「事実」と認識される以上、過去に朝鮮半島の王朝が日本の朝貢国だったという理解自体は変更されることがないが、その「事実」が「現在」に対してもつ意味は、時々の朝鮮半島との関係性にあわせて変化した。本稿でみたような新羅觀の多様性はその所産なのであり、決して、常に朝鮮半島の国家が日本の朝貢国でなければならないと考えられていたわけではなかった。むしろ、「現在」は朝貢国ではない、という認識に立って平安期以降の觀念は展開している。

なお、このように伝説受容の可変性を強調し、「支配国家意識」（差別意識・排外意識）を相対化しようと試みているのは、何もそうした意識の存在を全く否定し去ろうとしているのではない。先の嘉吉3年の朝鮮通信使に対しても、村井章介氏が論じるように、使者と管領畠山持国との対面の場面では、日本側はその面位（座の取り方）について当初、「高麗來朝、新羅來朝」を記す「一編書」（日本書紀、またはそれに基づく書物であろう）を提示して敵礼（対等）関係を拒否し、日本が一段高い面位を占めるよう主張した⁽⁷³⁾。本稿では、そうした意識の存在を認めたとしても、神功皇后の登場する個々の事例を一律に「差別意識」の表現とみなしたうえで史料解釈を試みようすれば、史料の持つ意味合いを正確に把握する障害となる場合もあることに注意を喚起したいのである。いま一度、先入観から自由になって虚心に史料に当たり、そこから得られた認識に基づいて対外関係史を構築していくことが望まれよう。

最後に、朝鮮蔑視觀の表れとして取り上げられることのある天竺・震旦・本朝からなる三国世界觀について⁽⁷⁴⁾、中世の普遍的な朝鮮觀として蔑視觀を強調することに必ずしも賛同しない本稿の立場に基づいて、簡単に私見を述べておきたい。

この世界觀を朝鮮蔑視觀と結びつけて議論する出発点は、高木豊氏の「〈三国〉が、朝鮮半島といふこの国の歴史に深いかかわりをもつ地域とそこでの仏教を欠落させることによって成り立つ

ていた、仏教の創唱と伝播の歴史的空間であった」という指摘⁽⁷⁵⁾にあるように見受けられるが、この指摘に基づいて「蔑視」を論じるのは、やや過剰な受け止め方ではないだろうか。

世界認識から朝鮮半島が抜け落ちているということは、必ずしも蔑視観に基づいて意識的に除外しているということを意味しない。この世界観が天竺と震旦、および日本で構成されているのは、前二者が仏教に代表される普遍的価値の源泉と認識されたからではないだろうか。これと対照されて院政期に昂揚をみせる本朝意識が、中国の文化的価値の絶対性を究極的には承認したうえで、それとの相違ではなく、同質性の発見によって成り立っているという小原仁氏の指摘は示唆的である⁽⁷⁶⁾。普遍的価値を、その根源たる天竺・震旦から受け継いでいることにこそ意味があり、たとえ事実として朝鮮半島の影響を受けて伝わっていたとしても、そこが文化的価値の源泉として意識されない限りは、当時の人々にとっては単なる文化の通り道にすぎない。その結果、朝鮮半島は認識の埒外に置かれることになったと思われる。朝鮮半島の欠落とは、当時の日本人が仰ぎ見る理想的世界の視野のなかに入らなかったということであって、差別意識とはまた別の次元の問題のように思われる⁽⁷⁷⁾。

（本文中略）

註 お読みになった参考書

(1) 拙稿「平安貴族の对外意識と異国牒状問題」(『歴史学研究』823、2007年)は本稿とはやや別の角度から平安時代の对外意識を論じており、合わせて参照されたい。

(2) 石母田正「日本古代における国際意識について 一古代貴族における一」(『石母田正著作集』第4巻、岩波書店、1989年、初出は1962年)。

(3) 佐伯有清「9世紀の日本と朝鮮 一来日新羅人の動向をめぐって一」(『歴史学研究』287、1964年)。

(4) 石上英一〈A〉「古代国家と对外関係」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史2 古代2』東京大学出版会、1984年)、〈B〉「日本古代10世紀の外交」(井上光貞・西嶋定生・甘粕健・武田幸男編『東アジア世界における日本古代史講座 第7巻 東アジアの変貌と日本律令国家』学生社、1982年)。

なお石上氏は、9~10世紀の「積極的孤立政策」の後、永觀1(982)年の裔然の入宋・朝覲によって国際社会に復帰すると述べるが、裔然の入宋・宋帝への朝覲を日本政府による朝貢に擬定することについては、裔然が宋の太宗に献じた『本国職員令』『王年代紀』は在宋中に皇帝の下問に答えるために裔然が作成したものという上川通夫氏の指摘があり、入宋以前から計画的に準備されたものではない可能性が高い(「裔然入宋の歴史的意義」(『日本中世仏教形成史論』校倉書房、2007年、初出は2002年))。入宋僧の宋朝側の処遇については、当時、国際的に朝貢使としての仏僧の活躍があり、ポピュラーだったために使節でないものも使節として扱われて篤い処遇を受けたという藤善眞澄氏の指摘が重要である(「宋朝の賓礼 一成尋の朝見をめぐって一」(『東西学術研究所紀要』36、2003年))。宋・天聖4(1026)年の日本国大宰府進奉使が「本国表章」をもたないため廻賜のみで上京を許されなかった事例もあるが(『宋会要輯稿』職官・市舶・天聖4年10月条)、これは表章の有無よりむしろ、前年に進奉使の上京を制限する方針がとられたことが重要であり(『宋会要輯稿』蕃夷4・回鶻「(天聖3年)三月秦州廻紇紫衣僧法会、以乾元節、貢馬十疋、因詔秦州、自今如_ト有_レ似_レ此僧_レ進奉者_レ不_レ須_レ發遣詣_レ闕」)、上京・朝覲を過度に特別視することはできない。

(5) 村井章介「王土王民思想と9世紀の転換」(『思想』847、1995年)。

なお、村井氏は石井進氏が「国制を基礎づける理念」として保元の莊園整理令に表れる王土思想を位置づけたことに対して(「院政時代」(『石井進著作集』第3巻、岩波書店、2004年、初出は1970年)21~23頁)、この中世的王土思想の成立を、閉じた王土観の成立との関係から9世紀に遡及させている。しかし、石井氏の指摘する中世的な「国制」とは、莊園本所諸権力の上に立つ高権として莊園公領制の秩序を創出する院政政権のそれを意味しており、国制理念としての王土王民思想が遡って確認できるとしても、それに基礎づけられる国制のあり方は異なっており、直ちに同一視することはできない。9世紀の国制は当然ながら莊園公領制とは無縁である。村井氏の例示する事例の対象は国土そのものというより、俗家を買得する僧、叛逆の徒、部内に居住して公役に従わない六衛府舎人など、王土に居住する「王民」たることに力点があるようと思われる。

- (6) 村井前掲註5論文36頁。
- (7) 渡邊誠「承和・貞觀期の貿易政策と大宰府」(『ヒストリア』184、2003年)。
- (8) 山内晋次「中国海商と王朝国家」(『奈良平安期の日本とアジア』吉川弘文館、2003年、初出は1993年)。山内氏は10世紀以後の中国海商を「朝貢分子」と位置づけられたものとみるが、来航者と積み荷の把握・管理、天皇への奏上、勅裁に基づく帰化に準じた安置などの要件はいずれも9世紀に遡る。
- (9) 新蔵正道「8~9世紀の对外関係」(『ヒストリア』163、1999年)。
- (10) 石井正敏「初期日本・渤海交渉における一問題 一新羅征討計画と渤海一」(『日本渤海関係史の研究』吉川弘文館、2001年、初出は1974年)、酒寄雅志「東北アジアのなかの渤海と日本」(『渤海と古代の日本』校倉書房、2001年、初出は1992年)。
- (11) 神国思想については、田村圓澄「神国思想の系譜」(『日本佛教思想史研究 浄土教篇』平楽寺書店、1959年、初出は1957年)、黒田俊雄「中世国家と神国思想」(『日本中世の国家と宗教』岩波書店、1975年)、佐藤弘夫「中世的神国思想の形成」(『神・仏・王権の中世』法藏館、1998年)。院政期以降の中世的な神国思想は本地垂迹説をふまえた仏教的世界観に包摂され、末法辺土意識と結びついてその克服ために神國たることが宣揚されるという構造をとったとされる。これは、末法思想を梃子に中世的莊園領主に転生していく頤密寺院の仏法興隆と相即の関係にあろう(平雅行「末法・末代観の歴史的意義 一浄土教中心史観批判一」(『佛教史学研究』25-2、1983年))。そしてそれは外寇に際しての神明擁護の言説とも密接に関連しながら展開していくが、本稿では中世の神功皇后説話に触れる場合でも、こうした寺社イデオロギーとしての神国思想と对外意識に表れるそれとは一應区別して議論する。それは、对外的危機における神明擁護の観念は中世の宗教的イデオロギーとはその初源において系譜が異なると考えるためである。
- (12) 田村前掲註11論文309~310頁。
- (13) 『続日本紀』天平9(737)年4月乙巳朔条、天平宝字3(759)年8月己亥(6日)条、天平宝字6(762)年11月庚寅(16日)条。飯田瑞穂「上代における神功皇后観」(神功皇后論文集刊行会編『神功皇后』皇學館大学出版部、1972年)39頁。
- (14) 山口博「律令国家と神功皇后像」(『日本のなかの朝鮮文化』36、1977年)44頁。
- (15) 神野志隆光『古事記と日本書紀』(講談社、1999年)。
- (16) 鈴木靖民「奈良時代における对外意識 一『続日本紀』朝鮮関係記事の検討一」(『古代对外関係史の研究』吉川弘文館、1985年、初出は1969年)。鈴木氏が三韓征伐伝説を根拠とする対新羅認識を持統朝に見出すことに対しては河内春人氏による批判がある(「詔勅・处分にみる新羅觀と新羅征討計画」(『駿台史学』108、1999年))。確かに日羅関係において具体的に神功皇后伝承が

窺えるのは天平期以後だが、それは同時期に新羅が従属関係の解消に向かうことに対して日本側の主張が表面化するためであり、それ以前にその観念がないとは限らない。本文に述べる持統朝に主張された「故典」(古い典礼)とは個々の実態的な「先例」を意味するものではなく、三韓征伐伝説の約定以外考えられない。三韓征伐伝説の形成過程や軍団制の役割(本稿註51参照)などから考えて鈴木氏の想定を支持したい。また、平野卓治氏は、大王への貢納・奉仕関係の延長・同次元のものとして、新羅による服属の証たる「調」の貢進をとらえ、その強制の淵源が神功皇后伝承に求められたと指摘した(「日本古代国家の成立・展開と『交通』」(『歴史学研究』664、1994年))。これとほぼ同様に廣瀬憲雄氏も、宝亀8(777)年以前には日本と新羅・渤海との名分関係が対内的には「遠世」「遠朝」からの供奉の観念(仕奉觀念)で表現されており、それはまた律令制下の臣下の基層意識として存在した天皇に対する氏の譜代的仕奉觀念と同様の論理であるとする(「古代倭国・日本の外交儀礼と服属思想」(『歴史学研究』824、2007年))。なお、対内と限定する点は疑問)。記紀が有力氏族の天皇への仕奉の系譜と由来を体系化する役割を果たしたとすれば、新羅の仕奉觀念もまた記紀に由来するものと考えなければならない。朝貢国の貢進物を「調」と表現するのは中国ではみられないことで、石上英一氏が述べるように、本来は新羅に服属した小国王が食邑として与えられた旧領土から進上する貢賦を意味した「調」の語を朝貢儀礼の貢進物として継承し、新羅で食邑制が廃止されてその根拠を新羅の税制に求めなくなる7世紀末以降も新羅に要求し続けたことを考えれば(「古代における日本の税制と新羅の税制」(朝鮮史研究会編『古代朝鮮と日本』龍溪書舎、1974年))、8世紀以降それが記紀の觀念で根拠づけられるようになる以上、国際的に一般的な「方物」などではなく「調」の名辞にこだわること自体が、三韓征伐伝説に裏打ちされた関係であることを雄弁に物語るとみるべきであろう。また、天平期の新羅征討意見が外交政策として実現しないのは、河内氏が想定するような反新羅意識の未成熟によるのではなく、天然痘の流行による国内疲弊に直面してそれどころではなくなったことが原因と考える(本稿註28参照)。

- (17) 『続日本紀』和銅2(709)年5月壬午(27日)条・宝亀5(774)年3月癸卯(4日)条・宝亀11(780)年2月庚戌(15日)条。
- (18) 『続日本紀』天平勝宝4年6月己丑(14日)条・宝亀11(780)年1月辛未(5日)条。
- (19) 『続日本紀』天平勝宝6年1月丙寅(30日)条。
- (20) 『類聚三代格』巻17・蠲免事・延暦16(797)年5月28日勅にも「百濟王等遠慕_皇化_、航_海梯_山、輸_欵久矣、神功摄政之世、則肖古王遣_使貢_方物_」とあり、百濟朝貢の淵源を『日本書紀』神功50年条の朝貢記事に求めている。
- (21) 直木孝次郎「神功皇后伝説の成立」(『歴史評論』104、1959年)、井上光貞『日本国家の起源』(岩波書店、1960年)167~182頁、上田正昭『古代日本の女帝』(講談社、1996年、初出は1971年)86~103頁、加茂正典「『日本書紀』巻9『神功紀』の構成と内容について」(『京都精華学園研究紀要』30、1992年)。研究史の詳細は加茂論文参照。
- (22) 主として以下のものによる。鬼頭清明「7世紀後半の東アジアと日本」(『日本古代国家の形成と東アジア』校倉書房、1976年、初出は1970年)、石母田正『日本の古代国家』(岩波書店、2001年再刊、初出は1971年)、鈴木英夫「任那の調の起源と性格」・「7世紀中葉における新羅の対倭外交」(『古代の倭国と朝鮮諸国』青木書店、1996年、初出は1983年・1980年)、山尾幸久『古代の日朝関係』(塙書房、1989年)、森公章『白村江以後』(講談社、1998年)。論者により見解の相違も多いが、特に乙巳の変後の「任那調」をめぐる外交方針について、「任那調」廃止による

新羅・百濟に対する等距離均衡外交とみる説と、「任那調」を百濟に要求して百濟の旧伽耶地方占領を承認する親百済政策とみる説とでは、その前後の時期の外交関係の理解に大きな相違がある。本稿では先学の指摘に依りこの政変を国際情勢に対応して引き起こされた事件とみる立場に立つが、親百済政策とした場合、旧政権と新政権の外交方針の対立内容が不鮮明となる。またこの立場から政変後の動向に親百済派(孝徳)と親新羅派(中大兄)の対立が想定されているが、新政権樹立当初からその指導部に路線対立があるとみなすことは、政変の契機を対外政策以外に求めない限り承認しがたい。『日本書紀』大化1(645)年丙子(10日)条は潤色が甚だしく(鬼頭前掲論文121頁、延敏洙「日本書紀の『任那の調』関係記事の検討」(『九州史学』105、1992年)3頁)、その後に百済による「任那調」貢納もみられることから、記事すべてを否定しないまでも、百済使による「任那調」貢上(およびその要求)を事実とみることは躊躇される。筆者は新政権の外交方針を孝徳と中大兄の一一致した(または中大兄が主導権を掌握した)等距離外交政策とみて、両者の確執を650年前後に始まる唐の対百済強硬姿勢と新羅の唐依存強化に対する方針をめぐって生じた、孝徳周辺の反新羅・親百済路線への傾斜と、中大兄の等距離外交維持路線の対立とみたい。

(23) 685・687・695年の「請政」(「奏請国政」)は王子や高位者(波珍浪)が派遣されており、「請政」には単なる日本側の一方的意味づけに留まらない、日本の歓心を買おうとする姿勢があつたことをうかがわせる。また、「進調」「貢調」等の場合でも675・679・681・697・705・714・721・751年(最後を除き天武朝~長屋王政権期)の新羅使は比較的高位(一吉浪以上、通常は沙浪以下)である(『日本書紀』『続日本紀』、古畑徹〈A〉「日渤交渉開始期の東アジア情勢 一渤海対日通交開始要因の再検討一」(『朝鮮史研究会論文集』23、1986年)100~104頁)。なお、676年以後の唐と新羅との関係については、古畑徹〈B〉「7世紀末から8世紀初にかけての新羅・唐関係 一新羅外交史の一試論一」(『朝鮮学報』107、1983年)参照。

- (24) 『万葉集』巻5・813。
- (25) 『続日本紀』延暦9(790)年7月辛巳(17日)条。
- (26) 田村圓澄「『律令国家』と『蕃国』」(『古代日本の国家と仏教 一東大寺創建の研究一』吉川弘文館、1999年)265~266・273~274頁。金順貞については、鈴木靖民「金順貞・金邕論 一新羅政治史の一考察一」(前掲註16著書、初出は1967年)。なお、山尾幸久氏は、持統2年に天武の喪を告げに新羅に赴いた使者の勅を新羅側で受け取る官人の位階が前例より1位低かったために訃告せず帰国したこと、および持統3年の天武弔喪の新羅使が前例より2位低かったことをもって、新羅が国内整備を終えて日本の位置づけを低くしようとしたものと指摘している(前掲註22著書482頁)。ただし、この前後の日本に対する新羅の低姿勢からみると、必ずしも両国関係の変更を新羅が意図した対応とみる必要はないのではないか。前者については、それが前例とする孝徳崩御の654年の末に新羅は唐に働きかけて新羅危急の際の軍事的援助を倭王に命じる璽書を出してもらっているように、朝鮮三国の紛争を乗り切る方策としてなお倭の協力に期待するところがあり、喪告の使を丁重に扱ったと思われるから、それより低位だったことが必ずしも通常より薄礼だったとは限らない。むしろ特に優遇された事例を持ち出して厚礼を求める日本側の姿勢の方が問題である。また、後者についても、確かに弔喪使としては通常より位階が低いが、これに先だって持統1年から2年にかけて王子に率いられた新羅使の来朝・滞在があり、連年の遣使となつたこと、および持統1年の新羅使が天武の訃報を告げられてすでに挙哀三度の礼をとっていることからすれば(『日本書紀』持統1年9月甲申〔23日〕条・2年1月壬午〔23日〕条)、強いて再び

高位の使者を派遣する必要性を新羅側が感じなかっただけの可能性もあるのではないだろうか。

(27) 鈴木靖民「養老期の対新羅関係」(前掲註 16 著書、初出は 1967 年)、古畠前掲註 23A 論文、酒寄雅志「8 世紀における日本の外交と東アジアの情勢 一渤海との関係を中心として一」(前掲註 10 著書、初出は 1977 年) 198~207 頁。

(28) 『続日本紀』天平 7 年 2 月癸丑(27 日)条、8 年 4 月丙寅(17 日)条、9 年 1 月辛丑(27 日)条、2 月己未(15 日)条、丙寅(22 日)条、4 月乙巳朔条。遣新羅使が使旨を果たせず帰国したときの朝廷の様子を伝える天平 9 年 2 月丙寅条の「諸司奏_意見表_、或言、遣_使問_其由_、或言、發_兵加_征伐_」という意見のうち、「問_其由_」は穩健的意見と受け止める説もあるが、4 月乙巳朔条に「新羅无礼之状」を伊勢・筑紫吉住・宇佐・香椎に告げているように、あくまで新羅に対する強い反発心が根底にあるのであり、新羅の態度を詰問すべしという強硬な意見とみるべきである。この対新羅強硬姿勢は天然痘の流行による地方社会の荒廃と藤原四子政権の崩壊により影を潜め、聖武天皇・橘諸兄の政権は国内復興を最重要課題として、諸政策の実施と鎮護国家の祈りに邁進する(藤原四子政権末期の国ごとの釈迦仏像造立・大般若経書写の延長線上にある国分寺・国分尼寺の建立および大仏造立も、除災と護國の祈りによって天然痘ショックを克服するための政策である。聖武の彷徨が紫香楽における大仏造立のための計画的行動であることは、瀧浪貞子「聖武天皇『彷徨五年』の軌跡 一大仏造立をめぐる政治情勢ー」(『日本古代宮廷社会の研究』思文閣出版、1991 年、初出は 1990 年)、同『帝王聖武』(講談社、2000 年) に詳しい)。石母田正氏が橘諸兄政権の対新羅政策の特徴として指摘した消極性(前掲註 22 著書 87 頁)はこのためである。しかしこの内政重視の方針は、天平 15 年 3 月に新羅使が「調」を「土毛」と改称するに及んで一つの転換点を迎える。「調」の否定は「貢調」の起源を伝える三韓征伐史觀の否定に他ならない。この年の末に鎮西府が置かれて將軍派遣が決まり、翌 16 年 2 月に急拵えの恭仁京から外交儀礼の施設の整う難波宮に遷都したのは、大仏造立の継続と外交への迅速な対応とを両立する目的があったと思われ、さらに翌 17 年に地震・火災等を理由に紫香楽宮から平城京に還都するとともに大宰府を復置し、停止されていた兵士の差点を 18 年末に旧に復すのは、外交重視路線への復帰を意味する(外交と軍事との関係については本稿註 51 参照)。全国的な徵兵の復活に先立つ七道鎮撫使は、再軍備に際しての民衆の不安・動搖を鎮めるために設置されたものであろう(天平 3 年の諸道鎮撫使が西日本限定だったこととの相違に注意。以上、『続日本紀』)。

(29) 石井正敏前掲註 10 論文、酒寄前掲註 27 論文 212~223 頁。

(30) 『続日本紀』天平宝字 4 年 9 月癸卯(16 日)条、天平宝字 7 年 2 月癸未(10 日)条。対新羅関係と軍事との関連では他に、天平 3 年の畿内惣管・鎮撫使、翌 4 年から 3 年間の節度使を唐・渤海の対立と戦争(732 年)との関連でとらえ、藤原広嗣の乱を橘諸兄政権の内政重視に対する反抗とみる石母田正氏の説がある(前掲註 22 著書 77~88 頁)。鬼頭清明氏は石母田氏の構想を「外因論が強調されすぎ」として批判し、節度使等を政変への対応や、国際的緊張を利用した権力集中と理解するが(「敵・新羅・天皇制 ー 8 世紀を中心にー」(『歴史学研究』646、1993 年))、畿内に限定されない節度使等を政変とのみ関連づけるのは疑問であり、権力集中の単なる手段とみるのも外交関係の意義を過小に評価するものではないだろうか。

(31) 『日本三代実録』貞觀 11 年 6 月 15 日条。

(32) 神功皇后は記紀ではオキナガタラシヒメ(息長帶比売・氣長足姫)とされるが、『播磨国風土記』揖保郡条には「大帶日売」(オオタラシヒメ)の名称がみえる。「大帶日姫」では「日」が余分だが、「日」の衍字か、または「姫」が「女」「売」の誤字であろう。

(33) 『朝野群載』卷 3・文筆下・記。

(34) 保立道久『黄金国家』(青木書店、2004 年) 175~176 頁。同様に朝鮮に対する恐怖心の淵源を白村江の敗戦に由来するとみるものの、田中健夫「中世日本人の高麗・朝鮮觀」(『対外関係と文化交流』思文閣出版、1982 年、初出は 1972 年)がある。

(35) 成立年代については、坂本太郎「藤原広嗣の乱とその史料」(高柳光壽博士頌寿記念会編『戦乱と人物』吉川弘文館、1968 年)。この縁起に引く藤原広嗣の上表文を全くの偽作ではないとする説があるが(宮田俊彦『吉備真備』(吉川弘文館、1961 年) 46~59 頁、石母田前掲註 22 著書 85~87 頁、細井浩志「『藤原広嗣上表文』の真偽について」(『古代の天文異変と史書』吉川弘文館、2007 年))、本文で述べるように、これにみえる新羅觀は奈良時代のものよりもむしろ平安時代以降のものと親和性が高く、後世の述作によるものとみざるをえない。

(36) これと一体で上奏された藤原衛起請第 2 条の農・商を妨げる留住国司に対する帰京命令も「方今民窮食乏」という状況の進行を抑えるための措置とみることができ、第 3 条の府国官舎修理も国の衰弊を察知させない目的があろう。第 4 条の田地開墾禁止は「辺要之地、為_有_警虞_」の措置であり、いずれも対外的警戒に基づく要求と考えられる。なお、山崎雅稔氏は特に第 2 条を調庸輸納・填納問題との関連から分析している(「承和の変と大宰大式藤原衛 4 条起請」(『歴史学研究』751、2001 年))。無論、中央政府にとって、財政政策と関連付けた要素を持つことは否定できない。ただし、この起請が、張宝高滅亡後の新羅の政治的抗争の波及に直面して大宰府に派遣された藤原衛がこの課題に対応して行った上奏であることから、第一義的には大宰府の対外的意図を読み取らねばならない(藤原衛の立場については拙稿「承和・貞觀期の貿易政策と大宰府」(『ヒストリア』184、2003 年) 参照)。また、山崎氏は承和 9 年 8 月 29 日の豊後前司中井王に対する帰京命令を、衛起請第 2 条に対する違反によるとするが(同論文 11~12 頁)、それは衛起請の裁可された 8 月 15 日からわずか半月後のことであり、大宰府さらに中井王本人への命令の伝達、帰京の準備・実行のための猶予期間、帰京の拒否とその中央への伝達、中央での審議という経過をその期間内に想定することは当然不可能である。中井王への帰京命令は衛起請裁可の追加措置、具体的な事案への適用指示とみるべきであり、起請奏上の時点であわせて中井王の動向が中央政府に伝えられていたとみなければならない。それは、衛起請第 2 条が特に中井王の活動の規制を目的としていたことを意味する。通説的にはこの留住問題には張宝高の残党と交易上のトラブルを起こした筑前前司文室宮田麻呂も含めて考えられているが、追加措置に宮田麻呂を含まないことから、この起請を宮田麻呂の動向に対応した上奏と考えることには賛同しない。なお、文室宮田麻呂と張宝高事件との関係については拙稿「文室宮田麻呂の『謀反』」(『日本歴史』687、2005 年) 参照。

(37) 『石清水八幡宮史料叢書』2・縁起 託宣 告文(続群書類從完成会、1976 年)。

(38) 『小右記』寛仁 3 年 9 月 23 日条・24 日条。これも高麗をかつての敵国新羅とみなしたうえでの警戒心であることは、『小右記』寛仁 3 年 8 月 3 日条裏書として引載された寛仁 3 年 7 月 13 日大宰府解に「但新羅者元敵国也、雖_有_國号之改_、猶_嫌_野心之残_、縱送_虜民_□□為_悦_、若誇_勝戰之勢_偽通成_好之便_」とあることから分かる。

(39) 『本朝文粹』卷 2・意見封事・天暦 11 年 12 月 27 日菅原文時意見封事 3 箇条第 3 条。

(40) 田村前掲註 11 論文 293 頁。

(41) 数江教一「公卿日記に現れる末法意識」(『日本の末法思想』弘文堂、1961 年)。

(42) 尾藤正英「日本における歴史認識の発展」(『岩波講座日本歴史』22 別巻 1、1963 年) 33 頁。

(43) 『轉法輪鈔』表白 2・後白河院上・治承 4 年院十座仁王講表白(永井義憲・清水宥聖編『安

居院唱導集』上巻〔角川書店、1972年〕225～226頁)、東寺宝菩提院本『公請表白』承安3年最勝王講表白(山崎誠「刊謬『公請表白』翻刻並びに解題」〔『調査研究報告』〈国文学研究資料館文献資料部〉17、1996年〕106～107頁)にみえる仏神興隆に基づく「敵國」不可侵と三韓入朝の論理も末法思想と表裏をなすものである。末法思想と仏法・神國思想の興隆との関係については、本稿註11参照。なお、両表白文の該当箇所は「東平=肅慎=、北降=高麗=、西虜=新羅=、南臣=呉会=、三韓入朝、百濟内属、……上垂仁而牧下、下尽誠以戴上……故范史謂之君子之国=、唐帝推其和皇之尊=」という三善清行の意見封事12箇条(『本朝文粹』巻2)前文の引き写しであり、やはりそれにも、清行の意図は国家衰亡の危機の強調にあるものの、神國思想と末代観が表裏の関係で表現されている。

(44) 『日本三代実録』貞觀8年7月15日条、11月17日条、貞觀9年5月26日条。貞觀15年11月7日条にはこの時設置された長門国の「四王院」が、『日本後紀』天長7(830)年1月癸卯(28日)条には出雲国の「四天王寺」がみえ、延喜主税寮式には伯耆・出雲・長門の四王寺修法料が規定されている。

(45) 新羅による「呪詛」という発想が何から生まれたのか現時点では不明である。おそらくこの観念が継承・発展した結果として、後世には前田家本『水鏡』(鎌倉中期)神功皇后条に新羅による仲哀天皇への「呪詛」がみえる(成立年代については、平田俊春「水鏡の成立と扶桑略記」〔『日本古典の成立の研究』日本書院、1959年〕、多田圭子「中世における神功皇后像の展開 一縁起から『太平記』へー」〔『国文目白』31、1991年〕200頁)。さらに仲哀天皇の死が異国襲来と結びつけていく過程については、多田論文192～197頁)。また『諸縁起』所収の大江匡房「宮崎宮紀」に、『朝野群載』所収「宮崎宮記」にない新羅僧の呪力による日本諸神捕縛の話がある。

(46) 大宰府四王院(城山四王院)については、小田富士雄「古代の大宰府四王院」(竹内理三編『九州史研究』御茶の水書房、1968年)に詳しい。

(47) 『類聚国史』巻178・仏道5・修法・延暦20年1月癸丑(20日)条・大同2年12月甲寅朔条、『日本紀略』大同2年12月甲寅朔条。

(48) 『続日本紀』宝亀5年3月癸卯(4日)条。この記事では「是日、新羅國使礼府卿沙浪金三玄已下二百卅五人到=泊大宰府=」云々とあり、4日に来航したように読めるが、3月3日官符から考えて、冒頭の「是日」はこの条文全体に掛かるものと理解しておきたい。

(49) 山内晋次「朝鮮半島漂流民の送還をめぐって」(『奈良平安期の日本とアジア』吉川弘文館、2003年、初出は1990年)68～74頁。

(50) 山内前掲註49論文75頁。この措置は、藤原仲麻呂政権下で新羅征討準備が進められていた天平宝字3年9月4日に新羅人帰化者で帰国を願うものを給糧のうえ放却するよう大宰府に命じたこと(『続日本紀』)にならうものであろう。なお、平野卓治氏は新羅人の「帰化」が弘仁年間に集中してみられることから、その時期の日本律令国家が新羅人の「帰化」を積極的に進めることにより新羅を包摂する中華たる国家であることを積極的に表現する政策とみている(「9世紀における日本律令国家と対新羅『交通』」[林陸朗・鈴木靖民編『日本古代の国家と祭儀』雄山閣出版、1996年]323頁)。しかし平野氏も指摘するように、この時期の新羅では飢饉や反乱により民衆の国外移住が盛んにみられたし、漂流民送還政策は「帰化」を一切排除するものではないから、新羅人来航者の意志如何によつては送還ではなく「帰化」の措置がとられることがありえたのであって、必ずしも日本側の政策意図として「帰化」を評価することはできない。筆者は送還という新しい選択肢を作ったことを重視し、むしろ漂着者を「帰化」と見なして取り込むことで天皇

の徳を慕う化外人が集まる「帝国」を標榜せんとした国家構造の後退と評価したい。

(51) 下向井龍彦「光仁・桓武朝の軍縮改革について 一律令軍制の解体と律令国家の転換ー」(『古代文化』49-11、1997年)。また、同「日本律令軍制の形成過程」(『史学雑誌』100-6、1991年)、同「日本律令軍制の基本構造」(『史学研究』175、1987年)、同「軍縮と軍拡の奈良時代」(『歴博』71、1995年)も参照。律令軍團制については、その本質を歩兵集団戦術に基づく対外的常備軍とする下向井氏の一連の研究に依拠する。なお、その本質をむしろ国内治安維持に求める見解もあるが(吉永匡史〈A〉「律令軍團制の成立と構造」〔『史学雑誌』116-7、2007年〕、同〈B〉「律令国家と追捕制度」〔大津透編『日唐律令比較研究の新段階』山川出版社、2008年〕、吉永氏の説は特に断らない限りA論文による)、そうした議論に対する批判は、下向井龍彦「軍團兵士の平時勤務の本務と『雜使』ー『続日本紀』慶雲1年6月丁巳条の『令条以外、不得雜使』の解釈をめぐってー」(『律令国家・王朝国家の国家軍制に関する総括的研究』科研報告書、2008年)に詳しい。

若干の私見を述べておくと、国内の治安維持に責任をもつ国司には(軍團兵士に限らず)20人以上の武装兵力を徵発する権限が法的に認められておらず、緊急時の発兵はできても、中央への報告と発兵勅符による追認が必要であった(軍防令、擅興律逸文)。また、その際の動員兵力が軍團兵士に限られないのは、罪人追捕の場合に「當界」(郡内)に軍團があれば、国司の徵発した「人兵」とともにこれを討撲せよとあることから明らかで(捕亡令追捕罪人条)、国内治安維持は軍團固有の任務ではない(吉永B論文では養老賦役令雜徭条集解古記所引大宝捕亡令有盜賊条逸文に「有=盜賊=、率=隨近兵士及夫=、登共追捕」〔養老令では「隨近兵及夫」〕とあることから國家が想定した罪人追捕に当たる主体を軍團兵士とする。しかし、吉永氏が明らかにした唐令との継受関係によれば、軍團兵士に限定しない武装兵力一般を意味する養老令の「兵」の表現の方が唐令の法意に近似していて古記の表現のみが浮いており、かつ国司の徵発した「人兵」と軍團との協力を規定する養老捕亡令追捕罪人条との対応関係も考えあわせると、集解古記の「士」は衍字とみた方が良いように思う。加えて、養老捕亡令義解が追捕活動に徵発される「兵」を「兵士」の意とすることが9世紀前半の法家の誤った解釈だということは、吉永氏が唐令との比較から確認した「兵」の意味からも明らかで、国司徵発の「人兵」の主力を軍團兵士とみなす根拠たりえない)。また、鼓吹や軍旗の合図による歩兵の隊列行動という軍團の特徴は追捕等の治安維持には即応していない。創設目的を議論する場合、治安維持にも利用可能または利用されたということ自体は問題でなく、何の目的に対応したかたちで構想されているかが問題であり、それを下向井氏は、国家の正規軍との大規模集団歩兵戦闘(つまり新羅との戦争)としている。

それと異なり、吉永匡史氏は壬申の乱の経験に基づくクーデター防止を軍團制創設の目的とするが、国造軍や評造軍であろうと、軍團や衛府であろうと、如何なる軍事組織であっても、統帥権が分裂した状況に陥れば反乱側の軍事力に転化する可能性があることは藤原廣嗣の乱に明らかであり、また恵美押勝の乱でも事態の推移によっては孝謙と淳仁(仲麻呂)に統帥権が分裂することもありえた。いかに多くの政変に衛府が利用されただろうか(勝てば官軍だから衛府が王権を守護したかのように見えるが、そのように解釈してはならない)。他ならぬ壬申の乱こそが、国家権力をめぐる支配者層の分裂、ひいては統帥権分裂の好例であり、軍事力の増強は(民衆反乱や寇賊鎮圧には利用できるとしても)壬申の乱のような型の内乱・クーデターの防止にはつながらない(坂上康俊『日本の歴史 05 律令国家の転換と「日本」』〔講談社、2001年〕99～100頁)。もちろん、地方に保有される軍事力を国家(吉永氏にあっては国司)の統制下に掌握すること自体は反乱防止に重要な意味をもつが、それは保有している軍事力の管理であって、軍事力を保有

するそもそも目的ではない。国内反乱の軍事力に転化する恐れがありながらも、一般の成年男子を全国的に徴兵して各地で統一的な訓練を施し、大規模に兵士を育成する制度を創設する必要がどこにあったのかが、問われねばならない。

日本律令国家を軍国体制と規定し、編戸制・班田制をその重要な構成要素とみる視角はつとに提起されている（吉田孝「編戸制・班田制の構造的特質」〔『律令国家と古代の社会』岩波書店、1983年〕など）。その観点に立てば、賊の追捕や反乱の鎮圧を軍団の中心的任務とすることは、律令国家の支配体制の総体がそれらを目的の一つに構想されたということになるが、国家の支配体制まで含めた大規模な変革を必要とするほどの治安問題が当時の国内にあったとは思われないし、そのような状況が仮にあれば、そもそも律令法の施行自体が困難だっただろう。

治安維持を重視する説は、兵士の副次的な任務にとらわれて軍団制（ひいては律令国家体制）の仕組み・構造の体系を総体としてとらえる視点を欠いている。その分析方法と論理構成は、動員可能な法整備がなされていることと実際の出動状況とをもって、自衛隊を災害救助のための組織と言うに等しい。規定されている、関連条文が豊富にある、ということだけで、制度の本質・目的がそこにあると判断することは決してできない。

また、吉永氏は、時間的懸隔から、白村江の敗戦を軍団創設の対外的契機とはできないとするが、それは当然である。白村江を契機に軍事的未熟さを痛感してはいても、唐軍侵攻の可能性に直面する政府の喫緊の課題は国土防衛態勢の構築にあり、国家の支配体制や中央官制の改革（兵政官・兵部省の設置）を含む新たな組織原理の軍隊を構想して徴兵・訓練を実施するといった悠長なことをする充分なゆとりはなく、朝鮮式山城に代表される防衛網の構築が最優先された。先進的軍備の構築は唐・新羅戦争が始まって外寇の危機が遠のく次第、つまり天武・持統朝に先送りせざるをえなかったのである。天武・持統朝の時点において、上記のような仮想敵を新羅とした軍団制を創設する対外的契機とは、当時の国際状況からみて外寇の危機ではありえず、新羅が唐との戦争・対立を背景に展開する対日本従属外交に刺激されて高揚した、新羅に対する支配国家意識に基づく朝貢外交の強要と、それによって立つ「帝国」として新羅に君臨する国家戦略にこそあり、これを実現ならしめるための軍事力とみるために、軍団制は国防軍としてではなく外征軍として理解されるのである。また、軍防令を一瞥すれば、日本律令軍制が「征行」「出征」を強く意識していることは誰の目にも明らかであろう。

なお、大津透氏は、唐令の占領地域に対する復除規定を日本令では削除していること、および大都護府長官の職掌規定を継受した辺境国守の職掌のうち、陸奥・出羽・越後等の対夷狄特別規定では「撫慰（饗給）」「征討」が含まれながら、壱岐・対馬には帰化や防守のみで「慰撫」「征討」がないことをもって、夷狄と異なり諸藩は征討・慰撫（饗給）の対象でなく、朝鮮半島を支配下に入れることも想定されていなかったとする（「『日本』の成立と律令国家」〔『上代文学』92、2004年〕30～31頁）。日本律令国家が新羅に対して領土拡張戦争を志向していないという結論は正しいが、後の論点に基づいて新羅に対する「征討」が令制では想定されていないとみるのは疑問である（ここで筆者の言う「征討」とは、新羅王朝を服従させる目的で行われるものと想定しており、領土拡張を伴う必要はない。その理想型が、大規模渡海作戦の軍事的威圧による無血投降と朝貢の誓約という三韓征伐として伝説化された。なお、諸藩に対する「慰撫（饗給）」は、西海道の場合は大宰帥の「饗讌」に集約されるから、個々の国司の職掌にないのである）。問題としている令の規定は国守の職掌規定だということに注意が必要であろう。夷狄の反乱等に対する小規模な「征討」が国守の職掌として規定されるのは理解できるが、対新羅戦争を意味する「征討」が

壱岐や対馬の守、あるいは大宰府の帥といった地方官個別の職掌に規定されるはずがない。その扱い手は国家（から任命された将軍）であって、一地方官が中心となって行うような性質のものではないからである。辺境国の長官の職掌を、唐の羈縻州を統括する大都護府長官の職掌を参照して規定したとき、「諸蕃征討」を個々の地方官の職掌とするわけにはいかなかったから、その部分を除外したにすぎず、そこから直ちに国家の諸蕃征討の意志の有無を論じることはできない。日本の辺境国（嶋）と唐の羈縻州統括府の規模と役割の相違を考慮する必要があろう。大津氏は「蕃国を小国として政治外交的に服従させようとしていた」と述べるが、政治外交が軍事と密接不可分な関係にあることは、後述する「官人武装化政策」の詔のなかで発せられた天武天皇の「政要者軍事也」という有名な言葉からも明らかなことである。

ところで松本政春氏は、「行軍式」が軍団創設約60年後に作られていることから外征ではなく国防を目的とするし（『律令兵制史の研究』〔清文堂出版、2002年〕序論4～5頁）、さらに天武朝から文武朝にかけてのいわゆる官人武装化政策を、唐・新羅戦争において唐が勝利した場合の唐軍による日本侵攻の予見、および朝鮮半島統一後の新羅の日本侵攻の可能性に対する危機感による国防体制樹立を目的とするものと論じる（「7世紀末の王権防衛構想 一官人武装政策をめぐってー」〔『日本史研究』555、2008年〕）。しかし、前者の論点については、松本氏が防衛マニュアルとみる天平4（732）年の「備辺式」も約30年後なので論理的に成立しない。軍事行動の具体的な内容は、具体的な軍事力行使が日程に上った際に目的・状況に即して立案しなければ意味をなさず、かつ7世紀末・8世紀初頭の段階では直ちに大規模動員を必要とする状況とならなかつたために軍隊創設とのタイムラグが生じているだけである（征行軍の戦時編成等は軍防令に規定されているし、戦術的な軍隊行動の基本は陣法式に規定され常時訓練されている。また備辺式の内容は捕亡令の臨時発兵規定を周辺有事に即して具体化したものである）。また、後者の論点についても、天武朝において唐・新羅の日本侵攻の強い危機感があったとは認められない。新羅統一戦争の過程で「かつての対唐敗戦国である倭にとって大唐国の勝利を予測するのが常識的であったろう」と考えるのは強大な唐帝国という先入観からする憶測にすぎないが、ではなぜ日本は唐の要請に従って新羅に派兵することもなく、また新羅との外交関係を拒否しもしないのだろうか。隋・唐の侵攻をながく高句麗がはね除けてきたことを当時の為政者はよく知っていたはずで、かつ、新羅統一戦争が駐留唐軍に対する抵抗運動の性格を併せ持ち長期化を免れなかつたこと（井上秀雄『古代朝鮮』〔日本放送出版協会、1972年〕206～209頁）、半島情勢を日本に伝えたのも新羅使であって、そのフィルターを通して認識されていることを念頭に置かねばならない。また特に、半島統一後に新羅の日本侵攻が予期されたとは到底考えられない（676年以後すぐに唐羅関係が回復された訳でもない。古畠前掲註23B 論文参照）。天武・持統朝には新羅から統一直後の676年（天武5年）の「請政」をはじめ、連年「進調」の使節が派遣され、また白村江の戦いで唐軍の捕虜となった日本兵の送還も行われており、こうした新羅側の低姿勢と三国時代末期の対立関係の清算を意図する外交方針からは、日本の支配者層が新羅の侵攻に対する強い緊張と警戒心を「主観的認識」として懷く可能性など全く窺えず、それどころか持統3（689）年には天武弔喪のため来日した新羅使の低位たることを譴責するという、朝貢関係の維持・強化に向けた強硬な態度さえ日本は取っているのである。為政者の「主観」なるものも彼らが知りえた限りでの客観的な情勢把握によって形成されるのであり、対外認識を「主観」の問題として客観的な国際情勢を棚上げしてしまう論法には従えない。

松本氏が議論の対象とした「官人武装化政策」とは、武田佐知子氏が明快に論じた通り、文武

百寮・騎馬兵の「進止・威儀」「装束」を整え、「聚会」（「会集日」、蕃客参列のものを含む元日朝賀等の国家儀礼の意）の容儀・儀仗を莊厳ならしめて、外交儀礼において国際関係上の日本の位置を視覚的に誇示するための舞台装置を整備する政策である（「儀礼と衣服」〔岸俊男編『日本の古代7まつりごとの展開』（中公文庫）中央公論社、1996年、初出は1986年〕349～358頁。また、『日本後紀』弘仁1〔810〕年9月乙丑〔28日〕条に「節会義、蕃客之朝、歳時不絶、必須飾刀、今惣被断、恐損國威、伏望……画飾刀者、除節会蕃客之外、將加禁制」とあることも参考）。その政策が天武・持統朝に進められるのは、新羅を朝貢国と位置づけ、その関係の永続化を目論む外交政策による。先の軍団の創設目的の議論同様、儀仗兵が王都防衛にも利用可能ということは政策の本質的目的を考察するうえで何の根拠にもならず、儀仗の整備という形態で「武装化」政策が行われていることこそが重要である。また、これと並行して京・畿内に人夫・兵馬・武具を整えさせるのは、外交使節の入京時に行われる郊勞の儀に際して儀仗兵として徵發される数百騎に及ぶ騎兵の母体とするためであろう。天武7年を最後に文武1年まで新羅使の上京がみられないのは（ただし持統6年には難波宮で饗應）、「新益京」たる藤原京の未整備によるとする見解に従うべきである（田村前掲註26論文262～267頁。また、上記のような外交儀礼のための条件整備の途上だったことも理由に含まれよう。なお同論文で田村圓澄氏は、松本氏の見解のベースとなっている直木孝次郎氏の国際関係の理解〔「天武朝の国際関係と難波宮」『日本古代の氏族と国家』吉川弘文館、2005年、初出は1997年〕に対して、本稿の主題である三韓征伐伝説の造作背景などの観点も加味して批判している）。松本氏が重視する天武13年の「信濃遷都計画」は、あくまで「行宮」の造営計画であって、「將都是地歟」とするのは『日本書紀』編者の推測にすぎない（天武13年2月庚辰〔28日〕条・14年10月壬午〔10日〕条。後者では「蓋擬幸東間温泉歟」としている）。その目的は不明ながら、この前後の新羅使の来日状況からみて国土防衛のための遷都計画とは考えられない。まして聖武天皇の関東行幸と重ね合わせて「三関を拠点として東国に退避するという王権防衛構想の存在」を推定するのは行き過ぎている。聖武の関東行幸は、壬申の乱の追体験による人心の結集と、恭仁京を淀・木津川水系による物資輸送の陸揚地とした紫香楽における大仏造営事業を目的とするという瀧浪貞子氏の見解に注目すべきである（前掲註28論文・著書）。松本氏は論文のなかで、武田氏の見解や、関東行幸の行程・干支が壬申の乱での大海人皇子の行動と一致するという指摘、新羅の外交姿勢に関する先学の見解などを取りあげてはいるものの、国土防衛という着想に固執して、そうした議論を正面から受け止めた立論になっていない。奈良時代史論・対外関係史論の先行研究が明らかにしてきた諸事実は、松本氏の見解を支持するものとはなっていない。

(52) 河内前掲註16論文37頁。

(53) 平野卓治氏は、8世紀の日本律令国家の対新羅「交通」のベクトルが外向きなのに対して、9世紀のそれを内向きのベクトルと指摘し、その転換は「日本律令国家が対外『交通』に主体的に関係していくことにより、自らの支配の強化・権力集中を行っていくような国家から、現象する多様な『交通』に対処していくことにより、その支配を安定的に維持、再生産していくことを求める国家へと変容したこと」すと述べている（前掲註50論文）。本稿で述べる転換もほぼこれと同趣旨のことである。ただし、平野氏がその転換期を9世紀半ばとみている点は筆者と異なる。平野氏や重松俊彦氏は『日本紀略』弘仁5〔814〕年5月乙卯〔9日〕条の「制、新羅王子來朝之日、若有朝獻之志者、准渤海之例、但願修隣好者、不用答禮、直令還却、且給還糧」という記事から、なお新羅使来航の可能性を捨てきれずに朝貢を強制する論理を維持して

いたとみて、それが承和3〔836〕年の紀三津失旨使事件で新羅が日本に対して「大国」觀を表明したことで実質を失い放棄されると論じている（重松「平安初期における日本の国際秩序構想の変遷－新羅と渤海の位置づけの相違から－」〔『九州史学』118・119合併号、1997年〕）。しかし、弘仁5年の制は最後の新羅使が来航した宝亀10年から35年も後のものであり、その時点で新羅使来航の可能性がなお現実に期待できると為政者が考えたとは思いたい。重松氏の論じる、渤海使に対する外交儀礼の表現を、延暦期以来の渤海を相対的に高く評価する「聘礼」から、嘉祥1〔848〕年以降には上下関係の意味合いの強い「覲礼」に変えたことについても、すでに外交使節の元日朝賀への参列がなくなっている段階のことであり（田島公「日本の律令国家の『賓礼』－外交儀礼より見た天皇と太政官－」〔『史林』68-3、1985年〕）、多分に觀念のなかでこれを保存しているとするもので、実体化を強く意図するものではないと理解すべきではないだろうか。

(54) 『朝野群載』卷20・異国・己未年11月日高麗國礼賓省牒。

(55) 『帥記』承暦4年閏8月5日条。

(56) 『帥記』承暦4年閏8月25日条。天慶年中の記録を天慶3年に比定する根拠は以下の通り。天慶年間に高麗牒状について中央政府で審議した事例は天慶2年・3年に確認できる（『貞信公記抄』天慶2年2月15日条・『日本紀略』天慶2年3月11日条、『貞信公記抄』天慶3年6月21・23日条）。『帥記』承暦4年閏8月5日条によれば、源經信の参照した記録には天慶年中に遣わされた高麗国使の陳状に高麗国王が忽ち朝貢を停止されたのを愁える内容があったといい、朝貢停止が『日本紀略』にみえる天慶2年の使人却帰を指すと思われるから、その撤回を求めて再度遣使したものとみて、天慶3年に該当すると推定する。なお、高麗の遣使はそれに先立つ承平7〔937〕年にもあり、榎本涉氏はこの時の審議が3年間、つまり天慶2年まで議論されたとするが（「北宋後期の日宋間交渉」〔『アジア遊学』64、2004年〕151頁）、『帥記』承暦4年9月2日条には高麗返牒について天慶返牒の他に承平返牒もみえるので、承平年間にも1度回答がなされているとみるべきであろう。10世紀の異国牒状に対する対応は、11世紀後半期のように数年に及ぶほど遅々としたものではなく、比較的迅速な対応がとられているとみられる。

(57) 宮内庁書陵部所蔵自筆本『水左記』承暦4年4月19日条。

(58) 『大日本史料』第6篇之27、63～69頁。

(59) 渤海を高句麗の繼承国とする意識については、石井正敏「日本・渤海交渉と渤海高句麗繼承国意識」（前掲註10著書、初出は1975年）。また、同書の序説（34頁）に「異国牒状事」に渤海高句麗繼承国意識がみえることが指摘されている。

なお、廣瀬憲雄・堀井佳代子両氏は延暦17〔798〕年を最後にこの繼承意識がみえなくなると指摘しているが（廣瀬前掲註16論文11頁、堀井「平安初期における渤海觀－一国書と儀式書の検討を通して－」〔『文化史学』63、2007年〕7頁）、本稿で指摘するように意識そのものが消滅し去ったわけではない。例えば、長徳2〔996〕年当時に越前に滞在していて翌年に越前守藤原為時と漢詩を唱和した宋海商の一団（『本朝麗藻』下）のことが『今昔物語集』では「こまふど」（高麗人）に置き換わっているが（卷24第30）、これは越前ということから渤海使と混同したためと思われ、それをさらに「こま」（高麗）と表現しているのであり、ここにも高句麗一渤海という系譜的理解が窺える。山中裕氏は『源氏物語』桐壺の巻に登場する鴻臚館に滞在した「高麗人」の人相見について、王氏高麗朝人を指す可能性を指摘し（「源氏物語の高麗人について」〔森博士還暦記念会編『対外関係と社会経済－森克己博士還暦記念論文集－』塙書房、1968年〕）、石井正敏氏も正史に渤海を「高麗」と表記する事例が奈良時代後期に集中することから、それを一時的な現象とみな

して山中説を支持している（前掲註 59 論文 415～417・425～426 頁）。しかし「盟約」観念や『今昔物語集』の事例および東野治之氏の指摘する『うつは物語』の「新羅」と並記された「高麗」の事例などから（「上代文学と異国体験」〔『岩波講座日本文学史月報』2、1995 年〕）、やはり『源氏物語』の事例も、「鴻臚館」への滞在を重視して、渤海人を意識しているとみるべきだと考える。角田文衛氏はこの事例を渤海人に観相の才能があるという評判と関連して解釈すべきとする（「平安京の鴻臚館」〔『古代文化』42-8、1990 年〕32 頁）。渤海使の来朝が途絶えた後も、天慶 5（942）年に殿上で詩興を催すために「遠客來朝之礼」（遠客餞、蕃客のたはぶれ）が行われ（『日本紀略』天慶 5 年 5 月 17・19 日条、『古今著聞集』卷 3・公事。このとき成明親王〔後の村上天皇〕が役を務めた「主領」とは渤海の「首領」のことと考えられる。天慶 5 年が最後の渤海使〔東丹国使〕から 12 年後で、渤海使の来貢年期に合致するという森公章「日渤海關係における年期制の成立とその意義」〔『遣唐使と古代日本の対外政策』吉川弘文館、2008 年、初出は 2004 年〕207 頁の指摘も参照）、また天暦 11（957）年には菅原文時が、かつて蕃客（特に渤海使）礼遇において文人が文筆を競ったことを顧みて、文章道の興隆のため、荒廃した鴻臚館の修造を願っている（『本朝文粹』卷 2・意見封事）。確証はないが、こうした文筆の世界を媒介にして渤海高句麗繼承國意識が保存され、文学作品や説話に反映されたのではなかろうか。一方、石井・廣瀬・堀井各氏の指摘は、外交儀礼で相手方に高句麗繼承國意識を表明したり、それに基づいた外交が行われたりしないことを意味する。その転換期がやはり宝亀～延暦期に措定されるという指摘は興味深い。

なお、榎本淳一氏は『源氏物語』のなかの「高麗」という用語は渤海のみならず新羅や高麗など朝鮮半島の複合的イメージが含まれているとする（「『蕃国』から『異国』へ」補記〔『唐王朝と古代日本』吉川弘文館、2008 年〕）。確かに「和」「唐」と対比される「高麗」は上記の例を含め、特定の王朝を指すというより、「唐」が中国一般を意味するのと同様に、第一義的には朝鮮半島を指すとみるべきであろう。

- (60) 『続日本紀』神亀 4（727）年 12 月丙申（29 日）条。
- (61) 『扶桑略記』裏書・延喜 22 年 6 月 5 日条。
- (62) 山崎雅稔「甄萱政権と日本の交渉」（『韓国古代史研究』35、2004 年、原韓文）、石井正敏「『日本書紀』金春秋来日記事について」（佐藤信・藤田覚編『前近代の日本列島と朝鮮半島』山川出版社、2007 年）。また、両氏ほど詳細な解釈ではないが、保立前掲註 34 著書 252 頁にも類似する見解が示されている。
- (63) 石母田前掲註 22 著書 59 頁、金鉢球「日・羅・唐の三国連合体制の成立」（『大和政権の对外関係研究』吉川弘文館、1985 年）第 2 節。
- (64) 石上前掲註 4B 論文 121 頁。
- (65) 三品彰英『日本書紀朝鮮関係記事考証』上巻（吉川弘文館、1962 年）。
- (66) 保科富士男「古代日本の对外関係における贈進物の名称 一古代日本の对外意識に関連して一」（『白山史学』25、1989 年）。新羅の貢納物を「調」と同等の意味で「方物」と表現した事例として『続日本紀』和銅 2（709）年 5 月乙亥（20 日）条、宝亀 11（780）年 1 月辛未（5 日）条がある。
- (67) 単に上表文の提出という体裁だけを整えたとしても、その文言如何では受け入れられない場合があることは、宝亀 2 年の第 7 次渤海使の事例に明らかである。ただし、その場合は「兄弟」とされた両者の関係を渤海が「舅甥」に変えて国書に表現したことが問題とされたのであり（『続日本紀』宝亀 3 年 2 月己卯（28 日）条）、甄萱は渤海の場合より従属の度合いが高い父子関係に比

しており、朝貢の姿勢としては申し分ないといえるだろう。新羅に対して日本は「臣」を称すことを要求しており（『続日本紀』宝亀 5（774）年 3 月癸卯（4 日）条）、父子関係では厳密には君臣関係には該当しない（外交文書や君臣関係と親族関係との相違については、中村裕一「慰労制書と『致書』文書」〔『唐代制勅研究』汲古書院、1991 年、初出は 1986 年〕参照）。しかし、兄弟関係に擬された対渤海関係においても臣僚に対して発給する慰労制書の形式で日本から詔書が出され、その一例である天平勝宝 5 年の渤海国王宛璽書に兄弟関係の根拠として引用された「高麗旧記」には「國平之日、上表文云、族惟兄弟、義則君臣」とあって（『続日本紀』天平勝宝 5 年（753）6 月丁丑（8 日）条）、冊封による明確な君臣関係を相手国と結んでいない日本の場合は、親族的上下関係をもって君臣的上下関係の表現としていたと思われる。『続日本紀』大宝 3 年閏 4 月辛酉朔条では新羅王との関係について「其蕃君雖居異域、至於覆育、允同愛子」と親子関係になぞらえた表現がある。なお、『孝經』には「資於事父、以事君、其敬同」とあるという（柿村重松『本朝文粹注釈』下冊〔富山房、1922 年〕716 頁）。

もちろん、「人臣之義、已無外交」という原則があり、新羅の臣下にすぎない身分での遣使こそが問題なのだという意見もあるだろうが、この 14 年後の承平 6（936）年には、吳越王錢元瓘からの贈物に対して、公家分は返牒を副えて返却することで国家としての受け入れを拒否する姿勢を示しつつも、大臣は「人臣」の身での「外交」を憚りながらではあるが贈物を受納して答信物を送っており（『本朝文粹』卷 7・書・「為清慎公報吳越王書」、「為右丞相贈大唐吳越公書状」、『玉葉』承安 2（1172）年 9 月 22 日条）、必ずしもそれが絶対的な原則として現実の政治的関係を超越して優先されるとは言えないのではないだろうか。少なくとも甄萱の場合は、延長 7（929）年の遣使に明らかなように、朝廷のみならず大式・対馬守に対する贈物も全て返却しているのである（『扶桑略記』延長 7 年 5 月 21 日条）、吳越王と差異が生じた理由は遣使の体裁のみでは説明できない。また、高麗の「朝貢」は半島統一後にも関わらず停止された（本稿註 56 参照）。やはりそれらの応対の背景に原則論だけでは割り切れない当時の国際的・国内的状況を踏まえた政治的判断があるとみざるをえない。石上英一氏はこうした 10 世紀前半期の外交の政策基調を「中央政府の主体的な情勢判断に基づいた積極的な孤立主義」と規定している（前掲註 4B 論文 136 頁）。

なお、保立道久氏は、「敵国」観念の増幅と『古事談』第 3 や『鞍馬寺縁起』にみえる鎮守府將軍藤原利仁の新羅征討伝説を根拠に（『今昔物語集』卷 14-35 にもあり）、10 世紀前半の日本に朝鮮半島における後三国の動乱に対応した軍事的可能性の存在を推測している（前掲註 34 著書 261～262 頁）。しかし、「敵国」観念が侵略的意識でないことは本稿第 II 章に詳述した通りであり、利仁伝説についても、そこに表れた意識はテキスト成立当時の問題として扱わなくてはならず、説話の設定年代に遡及させるのは正しい史料操作とは言えない（なお、利仁は 10 世紀初頭の人物だが、説話は円珍渡唐の 9 世紀後半に設定されている）。また、テキスト成立時期でさえ外征の可能性がありえたとは思えない。

- (68) 黒田前掲註 11 論文 320～321 頁。
- (69) 蒙古襲来以後の三韓征伐伝説に基づく朝鮮觀の展開については、塙本明「神功皇后伝説と近世日本の朝鮮觀」（『史林』79-6、1996 年）が要領よく整理している。
- (70) 高橋公明「室町幕府の外交姿勢」（『歴史学研究』546、1985 年）28～29 頁。なお、高橋氏は伝統的外交觀とは異なる外交姿勢を室町幕府の対応のなかに読み取ろうとする立場をとり、中世における伝統的外交觀の強調を意図しているわけではない。
- (71) 『康富記』嘉吉 3 年 6 月 19 日条では、管領と諸大名の評定において、通信使の目的は「高

麗人申者、非_ア如_シ先々_シ商売之料_シ也、為_シ普_シ院殿御弔_シ參_シ洛_シ之由申_シ之_シとされており、従前のもを「商売之料」とする認識は清原業忠だけでなく幕府内でも共有されていたことがうかがえる。

(72) 牒状の文言に対して難癖をつけるということが拒否の方針に即して提起されるということも、医師派遣問題の議論の推移と似通っている。前掲註1拙稿6頁参照。

(73) 村井章介〈A〉「中世日本の国際意識・序説」(『アジアのなかの中世日本』校倉書房、1988年、初出は1982年)48頁、同〈B〉「中世人の朝鮮觀をめぐる論争」(同上著書)67~69頁。『朝鮮成宗実録』10年2月丙申条。

(74) 村井前掲註73A論文36~37頁、市川浩史「神功皇后の残像」(『日本中世の光と影』ペリカン社、1999年)97~98頁。また、上川通夫氏も「蔑視」とまで言わないまでも、この世界觀において高麗を「黙殺」「軽視」したものと評価する(『中世仏教と『日本国』』(前掲註4著書、初出は2001年)258頁)。

(75) 高木豊「鎌倉仏教における歴史の構想」(『鎌倉仏教史研究』岩波書店、1982年、初出は1976年)187頁。

(76) 小原仁「摂関・院政期における本朝意識の構造」(『中世貴族社会と仏教』吉川弘文館、2007年、初出は1987年)。

(77) 筆者と同様に三国世界觀から朝鮮蔑視を見通すことに批判的な立場を取るものに、榎本淳一「『蕃國』から『異國』へ」(註59前掲、初出は2001年)がある。ただし、筆者の考えとはやや異なる。榎本氏は中国を絶対的価値の根源とみなす中国中心の世界觀・国際秩序から離脱したことにより、中国・朝鮮を相対視・客観視する「異國意識」が摂関期に成立し、日本が天竺・震旦と肩を並べる三国世界觀が生まれたとする。しかし、対外的政治意識において排外性・差別性ばかりを強調することには問題があるとはいえ、文化的意識において客觀性を強調するのもどうだろうか。天竺・震旦とともに日本がこの「世界」の構成要素となるのは日本人の世界觀だから当然で、必ずしも日本が両国と同等と認識されたことを意味しないだろう。そして、その両国と比較して日本の文物が対等または凌駕するという認識は、やはり両国に対する憧憬の裏返しとして立ち現れるナショナリズムの表れではないだろうか(ただしそれは必ずしも「排外」「差別」を意味しない)。劣等感を内に懷いた憧憬と、憧憬するがゆえにそれに比肩・優越しようと欲しながら劣等感を覆い隠す自尊心とが表裏の関係をなす平安期の意識が、天竺を中心として日本を「粟散辺土」の「小国」と位置づけ、その一方で天竺・震旦で失われた仏教の伝統が息づく仏教紹隆の地としての「大日本国」と自負する中世的仏教世界觀へと発展する基礎をなし、それはすでに摂関期から徐々に準備されていると考える。平安期日本の中華認識については、森公章「平安貴族の国際意識についての一考察 一日本中心主義的立場の『定立』一」(『古代日本の対外意識と通交』吉川弘文館、1998年)191~195頁、前掲註1拙稿12~13頁参照。中世の仏教的三国世界觀については、佐々木令信「三国仏教史観と粟散辺土」(黒田俊雄編『大系仏教と日本人2国家と天皇』春秋社、1987年)参照。